

平成28年度

# 包括外部監査結果報告書

「基金に関する財務事務について」

平成29年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 大川幸一

## 目次

第1 包括外部監査の概要 .....	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ） .....	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由 .....	1
【4】包括外部監査対象期間.....	1
【5】外部監査の方法.....	1
1. 監査の要点及び視点 .....	1
2. 主な監査手続 .....	2
【6】外部監査の実施時期 .....	2
【7】外部監査人補助者の資格と名称.....	2
【8】利害関係 .....	2
【9】財務情報等.....	3
第2 県の基金の概要.....	4
【1】基金の種類と内容.....	4
【2】基金の区分.....	5
1. 普通会計に属する基金.....	6
2. 普通会計以外に属する基金 .....	8
【3】基金の管理及び処分手続.....	9
【4】監査対象とした基金について.....	10
第3 監査の結果及び意見の総括 .....	12
【1】基金の有効活用等に関して発見された監査の結果及び意見の要約 .....	12
1. 基金の利用、取崩し計画等を作成すべき .....	12
2. 基金を有効活用すべき.....	14
3. その他.....	16
【2】各基金事業に対する監査の結果及び意見の要約 .....	17
1. 基金の執行に関する事前確認の実施について.....	17
2. その他.....	18
第4 各基金についての詳細.....	20
【1】和歌山県財政調整基金.....	20
【2】和歌山県県債管理基金.....	22
【3】和歌山県福祉対策等基金（長寿社会課所管分） .....	24
【3】和歌山県福祉対策等基金（医務課所管分） .....	26
【3】和歌山県福祉対策等基金（健康推進課所管分） .....	29
【3】和歌山県福祉対策等基金（財政課所管分） .....	32

【4】和歌山県地域振興基金（財政課所管分） .....	35
【4】和歌山県地域振興基金（港湾空港振興課所管分） .....	38
【4】和歌山県地域振興基金（地域政策課所管分） .....	40
【5】和歌山県庁舎及び議会棟等整備基金.....	43
【6】和歌山県自然保護基金.....	46
【7】和歌山県災害救助基金.....	48
【8】和歌山県介護保険財政安定化基金 .....	52
【9】和歌山県地域医療介護総合確保基金.....	54
【10】和歌山県国民健康保険広域化等支援基金 .....	60
【11】和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金 .....	63
【12】和歌山県国民健康保険財政安定化基金.....	66
【13】和歌山県産業開発基金 .....	68
【14】和歌山県企業立地促進資金貸付基金 .....	72
【15】和歌山県中山間ふるさと・水と土保全基金 .....	76
【16】和歌山県森林整備担い手基金 .....	79
【17】和歌山県森林整備地域活動支援基金 .....	82
【18】青少年文庫基金 .....	85
【19】和歌山県農業構造改革支援基金.....	88
【20】和歌山県中核産業人材確保強化基金 .....	92
【21】和歌山県土地開発基金 .....	95
【22】和歌山県地域環境保全基金.....	98
【23】和歌山県営競輪施設整備等基金.....	102
【24】和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金.....	105
【25】和歌山下津港環境整備等基金 .....	108

## 第1 包括外部監査の概要

### 【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 【2】選定した特定の事件（テーマ）

基金に関する財務事務について

### 【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

県が保有する基金は、平成27年度末現在、県債管理基金をはじめとする特定目的基金は約550億円、また土地開発基金をはじめとする定額運用基金は約192億円を保有しており、平成27年度末の普通会計に計上されている基金合計は約742億円となっている。平成27年度の普通会計歳入総額5,630億円に対する基金残高の割合は約13%となっており、基金の金額的重要性は高い。その他、普通会計に含まれない特別会計に帰属する基金が平成27年度末において約16億円存在する。

また、県の「新行財政改革推進プラン（改定版）」において、「特定目的基金の有効活用」が掲げられており、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中で、基金の適切な活用は必要不可欠な状況であるといえる。

そこで、基金のあり方に関する県の基本方針を検証するとともに、当該基本方針と基金の現状が整合しているか、また、基金の管理・運用が適切かつ有効に実施されているか等について検討することは、今後の県の財政運営の観点からも有用であると判断し、特定の事件として選定した。

### 【4】包括外部監査対象期間

平成27年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度の一部についても監査対象とした。

### 【5】外部監査の方法

#### 1. 監査の要点及び視点

県が保有する各基金に関する財務事務（管理及び運用）について、法令等への準拠性、有効性、効率性の視点を中心に、以下の事項を監査の視点とした。

- ▶基金の管理に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか
- ▶基金の運用に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか
- ▶基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして有効かつ効率的に実施され

ているか

▶基金の運用は効率的に行われているか

## 2. 主な監査手続

- 各基金の所管部署に、監査人が作成した所定の調査票（この様式に基づき整理したものは、本報告書において、「基金の概要」として取りまとめている）への記入を依頼した上で、当該調査票に基づき担当者に質問するとともに、関係書類の閲覧を行うことで、各基金の概要を把握した。
- 平成 27 年度中の基金の増減内容を把握するとともに、その中からサンプルを抽出し、基金の増加が関係法令、条例、規則等に準拠して、適切に処理されているか、また、基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして、適切に行われているかを担当者に質問するとともに、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合により確かめた上で、その有効性について検討した。
- 基金の使用実績が乏しいと考えられる基金を中心に、今後の基金の活用又は運用計画が適切に立案されているか、担当者に質問するとともに、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- 平成 27 年度末の基金残高について、県による金融機関からの残高証明書等の照合状況を確認した。
- 平成 27 年度における基金の運用状況について、担当者に質問するとともに、関係書類の閲覧を行い、非効率な運用が行われていないか検討した。

## 【6】外部監査の実施時期

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 30 日まで

## 【7】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	牧野康幸
公認会計士	辻井芳樹
公認会計士	東條晋太郎
会計士試験合格者	柳川英紀
会計士試験合格者	成山哲平
会計士試験合格者	孝橋美鈴

## 【8】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

## 【9】財務情報等

本報告書に記載した財務情報等は、県の担当職員への質問及び県から提出された資料に基づき作成されたものである。また、当該財務情報の金額については、原則、表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。

## 第2 県の基金の概要

### 【1】基金の種類と内容

基金とは特定目的のために財産を維持し、資金の積み立て、定額の資金を運用するために、自治体が条例の定めに基づいて任意に設置した資金又は財産であり、地方自治法第241条に以下のように定められている。

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

県が保有する基金は以下の2つに分類される。

特定目的基金	特定の財源を確保又は調達するために設ける基金 (財産維持目的又は資金積立目的)
定額運用基金	一定の原資金を運用することにより、特定の事務又は事業を運営するために設ける基金

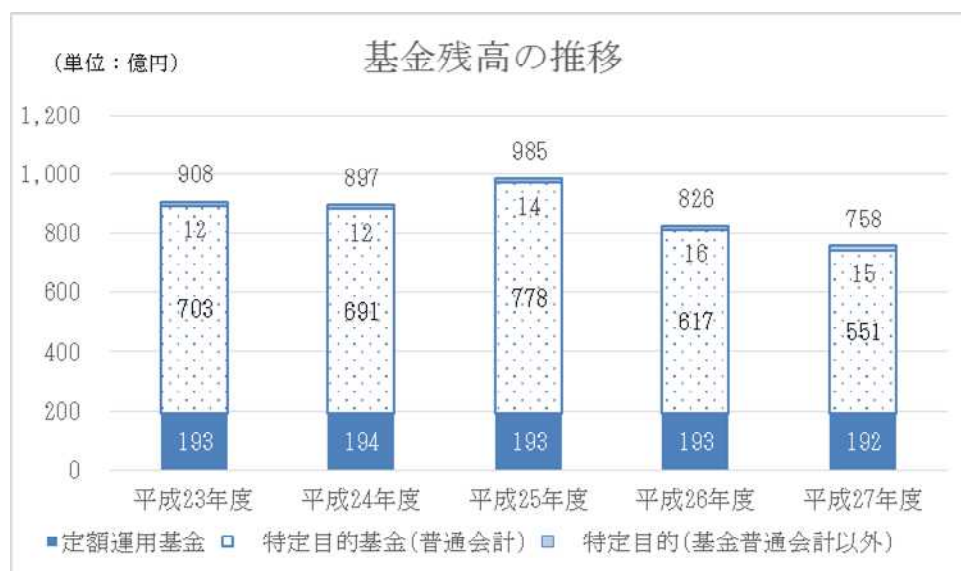
なお、直近5年間（平成23年度から平成27年度）の基金残高の推移は下表のとおりである。

定額運用基金は、土地開発基金と地域環境保全基金の2基金のみであり、ほぼ一定で推移している。

特定目的基金については、平成25年度に前年度比で88億円増加している。これは、国から交付された地域の元気臨時交付金を、和歌山県地域振興基金として受け入れていること（平成25年度に155億円の積立及び43億円の取崩、平成26年度に112億円の取崩）等によるものである。

また、平成27年度においては、わかやま国体が開催され、国体・障害者スポーツ大会運営基金の取崩し（前年度比▲51億円）の影響等により残高は減少している。

このような臨時的な要因を除くと、特定目的基金の残高は漸減傾向にあるといえる。



## 【2】基金の区分

平成27年度末現在で県が設置している40の基金の総額は、上記の通り758億円となっている。これを普通会計に属するかどうかで区分すると次のようになる。）

（単位：千円）

1. 普通会計に属する基金		
（1）経常的に設置されている基金	28 基金	71,089,574
（2）臨時特例的に設置されている基金	9 基金	3,178,100
2. 普通会計以外に属する基金	3 基金	1,553,596
合計	40 基金	75,821,270



## 1. 普通会計に属する基金

普通会計に属するものとして、37の基金がある。

また、これらは（1）経常的に設置されている基金と（2）国の経済対策などにより臨時特例的に設置されている基金、に分類することができる。

### （1）経常的に設定されている基金

37の基金のうち、経常的に設置されている基金は28あり、平成27年度末残高は、下表のとおりである。

（単位：千円）

	基金名	設置年度	平成27年度末 現在高
★	和歌山県財政調整基金	昭和38年度	4,086,810
★	和歌山県県債管理基金	昭和54年度	17,804,520
★	和歌山県福祉対策等基金	昭和45年度	9,902,142
	和歌山県文化振興基金	平成元年度	0
★	和歌山県地域振興基金	平成元年度	4,104,360
★	和歌山県庁舎及び議会棟等整備基金	平成元年度	1,608,704
	和歌山県研究開発推進基金	平成15年度	441,725
★	和歌山県自然保護基金	昭和47年度	181,587
	和歌山県こどもの交通安全基金	昭和44年度	17,657
★	和歌山県災害救助基金	昭和22年度	508,919
	和歌山県愛の基金	昭和47年度	110,132
★	和歌山県介護保険財政安定化基金	平成12年度	1,280,051
★	和歌山県地域医療介護総合確保基金	平成26年度	2,940,755
★	和歌山県国民健康保険広域化等支援基金	平成14年度	502,564
★	和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金	平成20年度	2,346,111
★	和歌山県国民健康保険財政安定化基金	平成27年度	180,400
★	和歌山県産業開発基金	昭和56年度	2,187,647
★	和歌山県企業立地促進資金貸付基金	昭和57年度	896,816
★	和歌山県中山間ふるさと・水と土保全基金	平成5年度	1,116,971
★	和歌山県森林整備担い手基金	平成5年度	834,272
★	和歌山県森林整備地域活動支援基金	平成14年度	263,582
	紀の国森づくり基金	平成19年度	480,421

(単位：千円)

基金名	設置年度	平成27年度末 現在高
ふるさと和歌山応援基金	平成20年度	61,236
和歌山県スポーツ振興基金	平成21年度	0
★青少年文庫基金	昭和50年度	40,475
★和歌山県中核産業人材確保強化基金	平成27年度	0
★和歌山県土地開発基金	昭和44年度	17,849,732
★和歌山県地域環境保全基金	平成元年度	1,341,985
		71,089,574

★は監査対象

## (2) 国の経済対策などにより臨時特例的に設置されている基金

平成21年度以降、国の経済対策などにより設置された基金が平成27年度末現在9基金ある。これらの基金は、国庫支出金を原資として、定められた用途により事業を実施するためのものであることから、用途及び事業期限内に効果的に事業を行い有効に活用することとしている。

(単位：千円)

基金名	設置年度	平成27年度末 現在高
和歌山県地域グリーンニューディール基金	平成21年度	238,231
和歌山県消費者行政活性化基金	平成20年度	19,065
和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	平成21年度	18,505
和歌山県自殺対策緊急強化基金	平成21年度	11,247
和歌山県子育て支援対策臨時特例基金	平成20年度	609,391
和歌山県地域医療再生臨時特例基金	平成21年度	724,404
和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金	平成20年度	372,967
和歌山県森林整備加速化・林業再生基金	平成21年度	570,422
★和歌山県農業構造改革支援基金	平成25年度	613,868
		3,178,100

★は監査対象

## 2. 普通会計以外に属する基金

いくつかの特別会計は基金を有しており、平成27年度末現在、下表の3基金を設置している。

(単位：千円)

	基金名	設置年度	平成27年度末 現在高
★	和歌山県営競輪施設整備等基金	平成7年度	1,365,505
★	和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金	昭和39年度	168,947
★	和歌山下津港環境整備等基金	昭和52年度	19,144
			1,553,596

★は監査対象

### 【3】基金の管理及び処分手続

#### (1) 基金の管理

基金は条例で定める特定の目的に応じて、確実かつ効率的に運用しなければならないこととされている（地方自治法第 241 条第 2 項）。また、基金は、基金に属する財産の種類に応じて、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例により管理することとされている（地方自治法第 241 条第 7 項）。

##### i) 積立及び取崩

基金の積立及び取崩は、基金所管課が行っている。

また、一括運用基金に係る運用益については、各基金の残高積数に応じて按分し、会計課から各所管課に通知を行っている。

なお、基金に係る金融機関との手続き等の出納事務は会計課で行っている。

##### ii) 運用

基金は、確実かつ効率的に運用されなければならない（地方自治法第 241 条第 2 項）。また、積立金は銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証証券その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない（地方財政法第 4 条の 3）。

県では会計課にて基金の一括運用を行っている（一部個別運用の基金を除く。）。運用の基本方針として、安全性、流動性、効率性に留意しつつ効率的に運用することとしており、安全性だけを追求して低利な運用に偏ることや、有利性だけを追求して、元本割れ等のリスクの高い運用を行うことは適切でないと判断している。

また、県の資金運用方針では、優先順位を安全性、流動性、効率性の順で重視し、運用を行うこととしている。

将来の資金需要を考慮し、運用期間を適切に管理することで効率的な運用を行うことが望ましいが、平成 27 年度末時点では、近年のマイナス金利の影響等により、全額を預貯金で運用している。

##### iii) 基金の処分

基金は特定の目的のために設置されるものであり、当該目的の遂行のため以外には処分（取崩し）できない。基金の処分は一部の処分と全部の処分があり、全部の処分は基金の廃止となるため、条例を廃止して処分することになる。

基金の設置目的のために保有する現金を処分して使用する場合は、歳入歳出予算に計上して使用することになる。

#### 【4】 監査対象とした基金について

県より入手した基金一覧表より、平成 27 年度末時点で残高が 10 億円以上の基金、平成 27 年度に新たに設立した基金、平成 27 年度に基金の取崩し実績がない又は基金の取崩し実績が僅少（平成 27 年度期首残高の 10%未満）である基金（合計 25 基金）を監査対象とした。

なお、監査対象とした基金は下表のとおりである。

(単位：千円)

No.	基金名	設置年度	平成27年度末 現在高
【1】	和歌山県財政調整基金	昭和38年度	4,086,810
【2】	和歌山県県債管理基金	昭和54年度	17,804,520
【3】	和歌山県福祉対策等基金	昭和45年度	9,902,142
【4】	和歌山県地域振興基金	平成元年度	4,104,360
【5】	和歌山県庁舎及び議会棟等整備基金	平成元年度	1,608,704
【6】	和歌山県自然保護基金	昭和47年度	181,587
【7】	和歌山県災害救助基金	昭和22年度	508,919
【8】	和歌山県介護保険財政安定化基金	平成12年度	1,280,051
【9】	和歌山県地域医療介護総合確保基金	平成26年度	2,940,755
【10】	和歌山県国民健康保険広域化等支援基金	平成14年度	502,564
【11】	和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金	平成20年度	2,346,111
【12】	和歌山県国民健康保険財政安定化基金	平成27年度	180,400
【13】	和歌山県産業開発基金	昭和56年度	2,187,647
【14】	和歌山県企業立地促進資金貸付基金	昭和57年度	896,816
【15】	和歌山県中山間ふるさと・水と土保全基金	平成5年度	1,116,971
【16】	和歌山県森林整備担い手基金	平成5年度	834,272
【17】	和歌山県森林整備地域活動支援基金	平成14年度	263,582
【18】	青少年文庫基金	昭和50年度	40,475
【19】	和歌山県農業構造改革支援基金	平成25年度	613,868
【20】	和歌山県中核産業人材確保強化基金	平成27年度	0
【21】	和歌山県土地開発基金	昭和44年度	17,849,732
【22】	和歌山県地域環境保全基金	平成元年度	1,341,985
【23】	和歌山県営競輪施設整備等基金	平成7年度	1,365,505
【24】	和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金	昭和39年度	168,947
【25】	和歌山下津港環境整備等基金	昭和52年度	19,144
			72,145,867

### 第3 監査の結果及び意見の総括

本報告書において指摘した内容については、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、一定の措置がとられることとなるが、適切な措置がとられているのかどうかを県が自ら事後的に検証することは重要である。そうした事後的な検証を容易にするために、本報告書では次のように「監査の結果」及び「意見」を区分している。

#### 「監査の結果」と「意見」

結論部分の記載において、「監査の結果」と「意見」に見出しを付け、次のように区分した。

ただし、今回の監査では、「意見」のみであった。

監査の結果	「基金に関する事務の執行」における合规性（適法性と正当性）の観点から、是正・改善を求めるもの。
意見	監査の結果には該当しないが、経済性、効率性、有効性の観点から見て発見した事項について、県の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。

#### 【1】基金の有効活用等に関して発見された監査の結果及び意見の要約

##### 1. 基金の利用、取崩し計画等を作成すべき

基金を有効に活用するためには、計画的な積立及び取崩しを行うべきである。当該視点から、各基金において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

基金残高の適正な水準を踏まえ、積立・取崩の計画や条件を検討すべき【意見】	
【3】 和歌山県福祉対策等基金（財政課所管分）	本基金は、法人税の超過課税分について積立てを行っており、毎年の積立と取崩（事業への基金充当）額は約3億円程度で推移してきたが、平成27年度は取崩額が約10億円と急増している。これは事業への充当ルールが明確でないまま、基金の充当額が財政状況から判断されたためである。
平成27年度末 6,332百万円	福祉分野においては、高齢化の影響もあり、将来更に支出の増加が見込まれているものの、その増加に対応して当該基金残高が適正な水準であるかどうかについての検討が行われていない。基金残高の適正な水準を踏まえ、今後の積立・取崩の計画や条件を検討すべきである。
利用計画を作成し、計画的に基金を活用すべき【意見】	
【5】 和歌山県庁舎及び議会棟等整備基金	本基金は、主に県庁舎や議会棟等の建て替え、耐震化工事、リニューアル工事等の整備に必要な経費に充てることを目的に設置された基金であり、平成27年3月末時点で基金残高は1,608,704千円となっている。 本基金は、平成30年度以降に総合庁舎のリニューアル工事に伴う取崩が予定されているものの、具体的な実施時期や所要額の積算が行われてお

平成 27 年度末 1,608 百万円	<p>らず、基金残高が適正かどうかの確認が行われていない。</p> <p>基金残高が適正であることを示すため、起債の発行や補助金等の財源を考慮した上で今後の利用計画を作成し、不足している場合には計画的に積み立て、また過剰に積み立てられている場合には、条例で定められた整備経費への活用を十分検討する等、計画的かつ有効に基金を活用すべきである。</p>
<b>更新投資計画を策定し、基金を計画的に積立て・取崩しを行うべき【意見】</b>	
【24】 和歌山県営港湾 施設管理特別会 計財産減価償却 基金	<p>本基金は、県営和歌山下津港港湾施設のうち、老朽等により上屋施設の更新が必要となった時に取崩が行われる予定である。しかし、8棟ある上屋施設のうち2施設については耐用年数が到来しているものの、具体的な更新計画は作成されておらず、更新の時期も未定である。そのため、基金についても、将来の更新投資の際に基金を取崩すという漠然とした方針があるのみである。</p>
平成 27 年度末 168 百万円	<p>具体的な計画がないままに基金を積立て、取崩しを行うのではなく、財源を勘案して建屋の統廃合も視野にいたした施設の更新投資計画を作成し、具体的な更新時期、事業費、財源等を明確にして、基金の積立て・取崩しを行うべきである。</p>
<b>基金の利用計画を作成すべき【意見】</b>	
【25】 和歌山下津港環 境整備等基金	<p>本基金は、県営和歌山下津港港湾施設のうち、下津港の入港料の一部を財源として、下津港の環境整備等費用に充てるために設置された基金である。</p>
平成 27 年度末 19 百万円	<p>県営港湾施設管理特別会計は起債の償還が多額となっているため、一般会計からの繰入金により補填を行っており、基金への積立財源が確保できない状況である。このため、平成 18 年度に基金の一部を取崩して以降、基金の積立及び取崩は行われておらず、10 年近く基金が利用されていない。</p> <p>本基金は休眠状態となっており、今後の利用計画が策定されておらず、基金が有効に活用されているとは言えない。今後、どのように積立て、取崩していくかについての基金の利用計画を策定し、基金を有効活用すべきである。</p>



## 2. 基金を有効活用すべき

基金に利用見込みがない又は少ないにもかかわらず多額の資金が拘束されていれば、基金が有効に活用されているとは言えず、本来、他の事業で活用することができたはずの資金が無駄に拘束されているという状態にある。当該視点から、各基金において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

積極的に基金を活用すべき【意見】	
【3】 和歌山県福祉対策等基金（医務課所管分）	本基金は、県の「和歌山長期総合計画」の趣旨に賛同した者からの寄付を財源として積立を行っている。近年は、毎期約40百万円～50百万円程度の寄付を受け、その半額以上が基金に積立てられており、事業充当金額よりも積立金額の方が多く、基金残高が毎年度増加している状況にある。
平成27年度末 146百万円	寄付金受領額の多くを基金に積み立てることは、寄付者の意向に必ずしも従っているとはいえない。寄付者の意図に沿った事業計画を策定し、基金を積極的に活用すべきである。
より活用しやすい制度に変更し、基金を有効に活用することを検討すべき【意見】	
【14】 和歌山県企業立地促進資金貸付基金	本基金は、取扱金融機関が誘致企業に行った和歌山県企業立地促進資金貸付金のうち、4分の1の額を取扱金融機関へ預託することで取崩が行われる。
平成27年度末 896百万円	貸付利率は、貸付実行日における長期プライムレートに4分の3を乗じて得た率の少数第2位を四捨五入して得た率となっているが、近年、銀行との直接交渉により契約した金利の方が有利な場合があるため、当該制度を利用した新規貸付はほとんど行われてない。 誘致企業にとって当該制度を利用するメリットがなければ、本基金の存在意義はなく、基金が有効に活用されているとは言えないことから、貸付利率の見直し等により誘致企業が利用しやすい制度に変更する等、基金が有効に活用される仕組みを検討すべきである。
基金を有効に活用するため、基金を取崩して使用することを検討すべき【意見】	
【18】 青少年文庫基金	本基金は青少年の育成に資する文庫の購入を目的として設けられた基金であり、県内の篤志家からの寄附金によって設置された。当初は基金を取崩して図書を購入を行っていたが、その後の寄付者及びその遺族の意向に従い、現在は約40百万円の基金残高から生ずる運用利息数万円のみを財源として青少年向け図書を購入している。今後、図書の購入のために年数万円の基金を管理していくことは、事業の効率性が低く、また、事業の効果も乏しいといえる。
平成27年度末 40百万円	効果的かつ効率的に基金を活用するため、寄付者の遺族の同意を得た上で、運用収入に加え基金自体の取崩を行うことを検討すべきである。 なお、本包括外部監査によるヒアリングの後、県は遺族と交渉し、取崩

	<p>に関する同意が得られたことから、平成 29 年度から本基金の取崩しを行うとのことである。</p>
<p>基金のさらなる有効活用を行うとともに、県がより利用しやすい制度設計となるよう国への働きかけを行うべき【意見】</p>	
<p>【19】 和歌山県農業構造改革支援基金 平成 27 年度末 613 百万円</p>	<p>本基金は、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構（和歌山県農業公社）による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造と生産コストの削減を実現することを目的として設置された基金であり、農地中間管理機構事業、機構集積協力金交付事業、農地台帳システム整備事業の 3 事業に要する経費を補助している。平成 25 年度、26 年度に国から交付された補助金を基金に積立て、平成 27 年度末現在、基金残高は約 6 億円となっている。</p> <p>平成 27 年度においては 3 事業のうち農地中間管理機構事業と機構集積協力金交付事業の 2 事業のみを実施しているが、本基金からの取崩額は 1,200 万円程度（国からの補助金分を基金から充当していたとしても 3,100 万円程度）であり、取崩実績と比べて多額の基金残高を保有している。このため、利用見込みの少ない多額の資金が基金に拘束され、資金が有効に活用されていない可能性がある。</p> <p>基金の取崩実績が低くなっている背景としては、和歌山県には果樹産地が多く、本基金で利用可能な事業には馴染まないところが多い点があるとのことであった。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）において、施行後 5 年を目途として事業の在り方全般について検討することとされていることから、果樹産地の特性を考慮した制度設計となるよう国に対して働きかけを行っているところであるとのことであった。</p> <p>利用見込みの少ない多額の資金が基金に拘束されている場合、資金が有効に活用されているとは言い難い。本基金事業は、農地中間管理機構（和歌山県農業公社）への経費補助や、機構への農地集積に協力してくれた方への協力金の交付等、国の制度に基づいて基金事業を実施するものであるが、補助先である農地中間管理機構（和歌山県農業公社）と協議しながら、基金の目的達成が見込める事業を積極的に検討し、基金のさらなる有効活用を行うべきである。</p> <p>また、国の制度設計の見直しに向けて、果樹産地の特性を考慮した制度設計となるよう、引き続き、同様の状況下にある他県と連携し、国に働きかけを実施していくことが望まれる。</p>

和歌山環境保全公社からの寄付金残高 8 億 2 千万円に関して、将来的な利用計画の検討を進め、基金が有効に活用できるように検討を行うべき【意見】	
【22】 和歌山県地域環境保全基金	本基金は、国と県がそれぞれ 2 分の 1 ずつを拠出した 4 億円及び和歌山環境保全公社からの寄付金（11 億円）など各団体からの寄付金で積み立てられた基金である。
平成 27 年度末 1,341 百万円	<p>所管課では、当初拠出された 4 億円については取り崩さずに運用収益で事業を遂行することとしているが、和歌山環境保全公社からの寄付金に関しては返還義務がないことから寄付金元本を事業に充当している。1 億 8 千万円はすでに紀南版フェニックス事業に充当しており、当寄付金元本の残高は 9 億 2 千万円となっている。</p> <p>将来的には、そのうち 1 億円に関しては来期以降継続する紀南版フェニックス事業に充当することを計画している。一方、残額の 8 億 2 千万円については、具体的な利用計画を策定していない。</p> <p>県は、基金の設置目的に照らし、将来的な利用計画の検討を進め、基金を有効に活用すべきである。</p>

### 3. その他

その他、各基金において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

条例改正を含め新行財政改革プランとの整合性を検討すべき【意見】	
【21】 和歌山県土地開発基金	本基金は、用地を先行取得する場合に県庁内の各部署へ貸付を行うことを目的に設置された定額運用型の基金であるが、平成 11 年度以降、目的に沿った貸付は行われておらず、166 億円（基金残高のうち貸付金分を除いた金額）もの多額の資金が定額運用型基金として拘束されたままとなっている。
平成 27 年度末 17,849 百万円	<p>なお、土地開発公社が銀行から借り入れた 438 億 1530 万円のうち、265 億円については平成 45 年 3 月 31 日まで県が債務保証をすることになっており、新行財政改革プランにおいて、本基金を債務保証の備えとして位置付けている。現在、土地開発公社は安定的な運営がなされており、ただちに返済が生じることはないと考えているとのことであったが、和歌山県土地開発基金条例には処分規定がないため、条例改正を行わなければ、基金を取崩すことができない状況である。</p> <p>本基金の目的は「土地の先行取得」と条例で定められているが、新行財政改革プランでは「県の保証債務を弁済する事態への臨時特例の備えとする余地があることから、引き続き残しておく必要がある」と県は主張している。</p> <p>本基金を新行財政改革プランに沿った基金と位置付けるのであれば、本</p>

	基金の条例改正を行う必要がある。
--	------------------

## 【2】各基金事業に対する監査の結果及び意見の要約

### 1. 基金の執行に関する事前確認の実施について

基金が適正に執行されるよう条例や要綱等で定められている事前確認事項については、適切に実施する必要がある。当該視点から、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

補助金申請者の金融資産と保険加入状況の確認について【意見】	
【3】 和歌山県福祉対策等基金（健康推進課所管分）	補助対象者の要件として、「がん先進医療を受けようとする患者が属する世帯員の金融資産（現金、預貯金及び有価証券）の合計額が600万円以内であること、及び先進医療特約の付いた医療保険に加入していないこと」が補助金交付要綱で定められている。しかし、県は申請者の預金通帳や保険証券のチェックを行っておらず、金融資産が600万円以内であることについて、申請者の誓約書をもって確認しているのみであった。
平成27年度末 6百万円	経済的な理由でがん先進医療を受けられない県民を支援するという当基金の趣旨からすれば、誓約書のみ確認では不十分であるといえることから、申請者の預金通帳等を申請時に確認することなどで申請者の資産状況を確認すべきである。また、申請者の保険加入状況についても、申請時に保険証券を確認することで確かめるべきである。
要綱で規定されている事項の確認記録及び判断結果を記録として残すべき【意見】	
【13】 和歌山県産業開発基金	和歌山県企業立地促進対策要綱において、「国、県又は市町村等が、新規立地企業に対してこの要綱で規定する以外の優遇措置を講じている場合には、これを総合的に勘案し、奨励金の交付の必要性の有無及び金額を決定するものとする。」と規定されているが、優遇措置を講じているかどうかの情報収集を行った結果を記録として残しておらず、優遇措置を受けていた場合、その状況をどのように評価して奨励金に反映させたかを示した記録も残されていなかった。
平成27年度末 2,187百万円	県は、当該要綱の規定により奨励金を受ける者が、国、県又は市町村から当該要綱で規定する以外の優遇措置を受けているかどうかについて情報収集した結果を記録として残すべきである。また、他の優遇措置を講じていた場合は、奨励金の交付の必要性の有無及び金額を適切に決定した結果を記録として残すべきである。

## 2. その他

その他、各基金事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

現地調査の結果を保管すべき【意見】	
【4】 和歌山県地域振興基金（地域政策課所管分）	<p>市町村から受領した補助事業の実施報告書の内容の正確性・実在性を確かめるために、所管課では工事事業に関して現地調査を行い、現地調査実施報告書を作成している。</p> <p>しかし、当該報告書は検査日や検査人名などを記載しているのみの文書であり、実際に現地に赴き、調査した内容が明確となるチェックリストの作成や現地写真の保管は行っていない。また、除草等の業務委託事業については現地調査を行っておらず、市町村が実施した検査調書を受領している状況であり、当該検査調書も検査日や検査人名などが記載されているのみの文書である。</p> <p>現地調査を行ったものについては、実際に現地に赴いて調査した内容が明確となるよう、調査項目を列挙したチェックリストを用いて事業の実施状況を確認することや、現地の写真を入手して報告書に添付するなど、現地調査結果を適切に保管すべきである。</p>
平成 27 年度末 819 百万円	
定期的な救助物資の現物確認を実施すべき【意見】	
【7】 和歌山県災害救助基金	<p>本基金の資産として、県が保管するものは、振興局をはじめとする県内 22 箇所に 1 億円程度の救助物資を備蓄しているが、物資の数量や賞味期限を定期的に確認し、所管課へ報告する仕組みは整備されていない。購入年度別（賞味期限別）の救助物資の台帳は整備されており、平成 26 年度には保管場所ごとの数量の実在性を確認しているとのことであるが、当時の確認結果は保存されていなかった。</p> <p>定期的に現物確認を実施しなければ、災害時に計画通りの物資供給ができなくなる可能性があることから、各振興局で作成している購入年度別（賞味期限別）の救助物資の台帳をもとに、定期的（例えば毎年度末）に現物確認を実施し、数量の実在性及び賞味期限切れのものがいないかについて、確認すべきである。</p>
平成 27 年度末 508 百万円	
立地協定書に関する重要な報告を受けた場合は書面等により記録を残すべき【意見】	
【13】 和歌山県産業開発基金	<p>企業立地促進対策助成事業として奨励金を交付するにあたり、事業者と県（及び市）は進出協定又は立地協定書を締結している。サンプル検証を実施した結果、立地協定書に記載の期日より約 11 ヶ月遅れて操業を開始しているものが確認された。また、本事案について、事業者から県への口頭での工期遅れの理由の報告があったとのことであるが、県はその内容を示した書面等を作成していなかった。</p> <p>立地協定書は、当該事業を行うに際して事業者と県が締結しているもの</p>
平成 27 年度末 2,187 百万円	

	<p>であり、協定書と実際の事業計画との齟齬に関する報告は、奨励金の支給を判断するための重要な報告である。このため、重要な報告事項については、書面等により記録を残すべきである。</p> <p>なお、本包括外部監査の過程において、上記立地協定書については既に修正が行われている。</p>
<p>1者からの見積もりによる随意契約ではなく、プロポーザル方式で複数の業者からの提案を募り、適切に選考したうえで、契約相手方を決定すべき【意見】</p>	
<p>【15】 和歌山県中山間ふるさと・水と土保全基金</p>	<p>本基金が充当される平成 27 年度の「水土里のむら機能創出支援事業」は、1者見積もりによる随意契約で委託先が選定されている。本委託先は平成 18 年度から継続して選定されており、平成 24 年度まではプロポーザル方式により競争性は保たれているが、平成 25 年度以降は随意契約で選定されている。</p>
<p>平成 27 年度末 1,116 百万円</p>	<p>1者見積もりによる随意契約で業者選定が行われている主な理由として、当該業務提供を行うことができる唯一の団体であることを挙げているが、ワークショップ等の新たな手法がないか、また現状の契約金額が妥当かどうか、については他者からも提案を受け付けるべきであり、他の事業者を排して随意契約とすることは適当とはいえない。</p> <p>様々な団体による提案を受け、新たな発想を取り入れることができるようにするため、1者見積もりによる随意契約ではなく、プロポーザル方式を導入し、より良い発想、手法を合理的な金額で提示する委託先を選定できるようにすることが望ましい。</p>
<p>交付対象者の認定プロセスについて明確に基準を設定すべき【意見】</p>	
<p>【20】 和歌山県中核産業人材確保強化基金</p>	<p>本基金は、優秀な学生が和歌山県内の企業で就職することを促進するために、奨学金を支給する事業を行う。交付対象者の選抜は面接・書類審査・作文によることとされているが、面接に関して、現状の交付対象者の認定プロセスでは、客観性のある採点基準が設定されておらず、採点官の主観により人材が選抜され、公平性に欠けていると判断される可能性がある。</p>
<p>平成 27 年度末 0 円</p>	<p>このため、採点官の主観性を排除するとともに公平で制度の目的に沿った人材を交付対象者として認定できるよう、選抜方法の面接、書類審査、作文に関して、それぞれ採点基準及び配点等を明確に設定すべきである。</p>

## 第4 各基金についての詳細

### 【1】和歌山県財政調整基金

#### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県財政調整基金	
所管部署	管理	運用
	財政課	会計課
根拠例規	和歌山県財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	昭和39年3月31日	
設置目的	県財政の健全な運営に資するため	
基金が充当される事業の概要	財源調整	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	一般財源	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

#### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	地方財政法第4条の3の規定に基づく積立金
基金の取崩方針	財源調整に充てる。
基金の目標額	和歌山県県債管理基金と合わせて平成28年度末で100億円
目標額（必要額）に対する不足額（不足の場合今後の方針）	現行の不行財政改革推進プランでの目標「平成28年度末で100億円を堅持」から上回った額を確保している。
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少			増加(*1)	減少	
平成 23 年度	4,032,744,582	14,079,457		4,046,824,039	0		4,046,824,039
		0			0		
平成 24 年度	4,046,824,039	13,193,906		4,060,017,945	0		4,060,017,945
		0			0		
平成 25 年度	4,060,017,945	11,458,376		4,071,476,321	0		4,071,476,321
		0			0		
平成 26 年度	4,071,476,321	8,180,546		4,079,656,867	0		4,079,656,867
		0			0		
平成 27 年度	4,079,656,867	7,153,396		4,086,810,263	0		4,086,810,263
		0			0		

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
利息積立	7,153,396	7,344,519

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。



## 【2】和歌山県県債管理基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県県債管理基金	
所管部署	管理	運用
	財政課	会計課
根拠例規	和歌山県県債管理基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	昭和 55 年 3 月 28 日	
設置目的	県債の償還及びその適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資するため	
基金が充当される事業の概要	財源調整、満期一括償還等に係る償還金	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	一般財源	
予算計上会計	一般会計・公債管理特別会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	地方財政法第 7 条の 1 の規定に基づく剰余金積立金
基金の取崩方針	財源調整に充てる。
基金の目標額	和歌山県県債管理基金と合わせて平成 28 年度末で 100 億円
目標額（必要額）に対する不足額（不足の場合今後の方針）	現行の不行財政改革推進プランでの目標「平成 28 年度末で 100 億円を堅持」から上回った額を確保している。
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)			増加(*1)	減少(*2)	
平成23年度	17,653,633,030	169,067,004	17,709,997,176	0	0	17,709,997,176	
		112,702,858		0			
平成24年度	17,709,997,176	362,415,756	17,928,315,616	0	0	17,928,315,616	
		144,097,316		0			
平成25年度	17,928,315,616	49,834,308	17,836,518,901	0	0	17,836,518,901	
		141,631,023		0			
平成26年度	17,836,518,901	35,140,750	17,792,530,124	0	0	17,792,530,124	
		79,129,527		0			
平成27年度	17,792,530,124	30,742,121	17,804,520,828	0	0	17,804,520,828	
		18,751,417		0			

\*1:平成27年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
利息積立	30,742,121	31,173,528

\*2:平成27年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
県債償還に係る取崩し	無	18,751,417	18,752,000

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

### 【3】和歌山県福祉対策等基金（長寿社会課所管分）

#### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県福祉対策等基金（長寿社会課所管分）	
所管部署	管理	運用
	長寿社会課	会計課
根拠例規	和歌山県福祉対策等基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	昭和46年3月6日	
設置目的	高齢者対策の各種事業を実施するため。	
基金が充当される事業の概要	基金の運用益を用いて行う事業は、長寿社会に備えて在宅福祉の向上、健康づくり、ボランティア活動の活性化等のため、地域の実情に応じて各種民間団体が行う先導的的事业に対する助成等の事業であること。（自治・厚生事務次官通知「高齢保健福祉推進特別事業について」）	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	特定目的	果実運用型
積立財源	交付税（平成3～5年交付税措置）、和歌山県介護保険財政安定化基金特例取崩（県分）及び利息	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

#### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	国通知に基づき、運用利息を積み立てる。
基金の取崩方針	国通知に基づき、対象事業に充当する基金運用益の範囲内で基金を取崩す。原資の取崩しはしない。
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額（不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)			増加(*1)	減少(*2)	
平成23年度	2,852,667,850	10,559,486	2,863,227,336	539,761,688	3,402,989,024		
		0		0			
平成24年度	3,402,989,024	12,416,249	3,415,405,273	0	3,410,184,283		
		0		5,220,990			
平成25年度	3,410,184,283	10,191,111	3,420,375,394	0	3,414,900,707		
		0		5,474,687			
平成26年度	3,414,900,707	7,029,570	3,421,930,277	0	3,416,310,624		
		0		5,619,653			
平成27年度	3,416,310,624	5,991,846	3,422,302,470	0	3,416,555,063		
		0		5,747,407			

\*1:平成27年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
利息の積立	5,991,846	6,119,000

\*2:平成27年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
地域見守り協力員制度のための取崩し	無	5,747,407	35,100,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
地域見守り協力員制度	5,747,407	5,747,407	100%

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

### 【3】和歌山県福祉対策等基金（医務課所管分）

#### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県福祉対策等基金（医務課所管分）	
所管部署	管理	運用
	医務課	会計課
根拠例規	和歌山県福祉対策等基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	昭和 46 年 3 月 6 日	
設置目的	福祉対策等の充実を図るため	
基金が充当される事業の概要	<p>救急医療対策事業</p> <p>救急医療情報センター管理運営委託費</p> <p>平成 25 年度 6,209 千円</p> <p>平成 26 年度 7,651 千円</p> <p>平成 27 年度 2,863 千円</p> <p>あんしん子育て救急整備事業</p> <p>小児救急医療支援事業補助費</p> <p>平成 25 年度 6,653 千円</p> <p>子ども救急相談ダイヤル（#8000）事業</p> <p>小児科医等による夜間休日電話相談委託費</p> <p>平成 25 年度 3,938 千円</p> <p>安心して出産できる医療体制づくり事業</p> <p>周産期母子医療センター運営補助費</p> <p>平成 26 年度 4,472 千円</p> <p>平成 27 年度 4,472 千円</p>	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	寄付金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	法令に基づき寄付金を基金に積立てる
基金の取崩方針	法令に基づき福祉対策等事業に充てる
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
平成 23 年度	7,200,000	16,826,643 0	24,026,643	0 0	24,026,643
平成 24 年度	24,026,643	24,113,766 7,200,000	40,916,701	0 0	40,916,701
平成 25 年度	40,916,701	40,913,766 16,800,000	65,030,467	0 0	65,030,467
平成 26 年度	65,030,467	50,525,733 12,123,000	103,433,200	0 0	103,433,200
平成 27 年度	103,433,200	50,584,780 7,335,000	146,682,980	0 0	146,682,980

なお、平成 23 年度は他の交付金を利用して事業を行ったため、減少額は「0」となっている。

\*1：平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位：円)	
	決算額	当初予算額
寄付金及び運用益	50,584,780	50,584,780

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
周産期母子医療センター運営補助	無	4,472,000	4,472,000
救急医療情報センター管理運営委託費	無	2,863,000	2,863,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
安心して出産できる医療体制づくり	41,758,993	4,472,000	10.7%
救急医療対策	566,057,233	2,863,000	0.5%
合計	607,816,226	7,335,000	11.2%

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金残高について

① 基金残高に関する現状

現在、和歌山県福祉対策等基金（医務課所管分）では、寄付を財源として積立てを行っている。寄付者は、県が策定した「和歌山長期総合計画」における第2章第2節第3項「健康わかやまの実現」に賛同し、「医療の充実」を目的として、毎年度、寄付を行っている。近年は、毎期約40百万円～50百万円程度の寄付を受け、その半額以上が基金に積立てられており、事業充当金額よりも積立金額の方が多く、基金残高が毎年度増加している状況にある。基金の趣旨に鑑み、地域医療体制の維持・確保につながる事業を選定して、本基金をその財源の一部としている。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 積極的に基金を活用すべき

寄付金受領額に対し、事業への充当額が少ないため、基金残高が急増している状況であり、寄付金受領額の多くを基金に積み立てることは、上述した寄付者の意向に必ずしも従っているとはいえない。寄付者の意図に沿った事業計画を策定し、基金を積極的に活用すべきである。

### 【3】和歌山県福祉対策等基金（健康推進課所管分）

#### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県福祉対策等基金（健康推進課所管分）	
所管部署	管理	運用
	健康推進課	会計課
根拠例規	和歌山県福祉対策等基金の設置、管理および処分に関する条例	
設置年月日	昭和46年3月6日	
設置目的	各般の福祉対策等の充実を図るため	
基金が充当される事業の概要	<p>がん先進医療支援事業補助金の補助額に応じて取崩しを行う。</p> <p>〔取崩し事業〕がん先進医療支援事業補助金</p> <p>がん治療を目的とした先進医療（公的医療保険の適用外）に係る費用の2分の1以内を補助（限度額150万円）。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募時点で1年以上引き続き和歌山県内に住民登録</li> <li>・平成26年10月1日以降に国内でがん治療を目的とした先進医療を受けることを決め、主治医から推薦を受けた方</li> <li>・応募者及びその世帯員が以下の項目に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢市町村民税所得割合計額が23万5千円未満</li> <li>➢金融資産の合計が600万円以内</li> <li>➢補助対象に係る医療に係る給付金を受け取る保険契約又は共済金を受け取る共済契約を締結していない</li> <li>➢不動産（事業用及び償却資産は除く）の固定資産税評価額の合計が3,000万円以内</li> </ul> </li> </ul>	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	県民からの寄付金及び基金運用利息	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	



【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	基金運用利息
基金の取崩方針	がん先進医療支援事業補助金に充てる。
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	基金積立額の範囲内で補助事業へ充当。
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)			増加(*1)		
					減少(*2)		
平成 23 年度	—	—	—	—	—	—	—
平成 24 年度	—	—	—	—	—	—	—
平成 25 年度	—	—	—	—	—	—	—
平成 26 年度	0	17,200,000	0	17,200,000	0	0	17,200,000
平成 27 年度	17,200,000	30,159	10,524,500	6,705,659	0	0	6,705,659

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
運用利息	30,159	0

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
がん先進医療支援事業補助金に充当	無	10,524,500	9,500,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
がん先進医療支援	10,524,500	10,524,500	100%

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金申請者の金融資産と保険加入状況の確認について

① 金融資産と保険加入状況の確認に関する現状

補助対象者の要件として、「がん先進医療を受けようとする患者が属する世帯員の金融資産（現金、預貯金及び有価証券）の合計額が 600 万円以内であること、及び先進医療特約の付いた医療保険に加入していないこと」が和歌山県がん先進医療支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第 2 条で定められている。しかし、県は申請者の預金通帳や保険証券のチェックを行っておらず、金融資産が 600 万円以内であることについて、申請者の誓約書をもって確認しているのみである。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 申請者の金融資産と保険加入状況について、預金通帳等により確認を行うべき

当基金は、経済的な理由でがん先進医療を受けられない県民を支援するという目的で個人による寄付が行われ、設置されたものである。当該寄付者の意向を受けて、上記の通り、要綱第 2 条において、保有資産の制限等を行っている。かかる趣旨からすれば、申請者の資産状況について、誓約書のみ確認では不十分であるといえることから、申請者の預金通帳等を申請時に確認することで申請者の資産状況について確認すべきである。また、申請者の保険加入状況についても、申請時に保険証券を確認することで確かめるべきである。

### 【3】和歌山県福祉対策等基金（財政課所管分）

#### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県福祉対策等基金（財政課所管分）	
所管部署	管理	運用
	財政課	会計課
根拠例規	和歌山県福祉対策等基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	昭和46年3月6日	
設置目的	各般の福祉対策等の充実を図るため	
基金が充当される事業の概要	医療費助成等（重度心身障害児（者）医療費、乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費補助金の交付）に充当	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	法人県民税（法人税割）の超過課税、一般財源	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

#### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	法人県民税（法人税割）の超過課税分を積立（昭和51年度～）
基金の取崩方針	医療費助成等事業に充当
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	高齢化の進展等により、今後も社会保障関係経費の増加が見込まれているところ。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)			増加(*1)	減少(*2)	
平成 23 年度	5,651,940,722	415,914,751	5,659,406,473	0	5,659,406,473		
		408,449,000		0			
平成 24 年度	5,659,406,473	1,892,212,942	7,100,744,415	0	7,100,744,415		
		450,875,000		0			
平成 25 年度	7,100,744,415	336,214,619	7,065,833,034	0	7,065,833,034		
		371,126,000		0			
平成 26 年度	7,065,833,034	375,395,012	7,057,126,046	0	7,057,126,046		
		384,102,000		0			
平成 27 年度	7,057,126,046	332,374,178	6,332,199,224	0	6,332,199,224		
		1,057,301,000		0			

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
法人県民税 (法人税割) 超過課税分の積立	320,000,000	358,000,000

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
医療費助成事業等に充当	無	1,057,301,000	1,057,355,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
医療費助成事業等	2,450,763,000	1,057,301,000	43%

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) 基金残高について

#### ① 基金残高に関する現状

現在、和歌山県福祉対策等基金では、法人税の超過課税分について積立てを行っており、毎年、約3億円程度の積立てが行われている。取崩しについても概ね3億円程度で推移してきたが、平成27年度は、事業への基金充当額が約10億円と急増している。これは事業への充当ルールが明確でないまま、基金の充当額が財政状況から判断されたためである。

基金残高は近年、60～70億円程度の規模で推移している。

#### ② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### ③ 意見

##### i) 基金残高の適正な水準を踏まえ、積立・取崩の計画や条件を検討すべき

福祉分野においては、高齢化の影響もあり、将来更に支出の増加が見込まれているものの、その増加に対応して本基金残高が適正な水準であるかどうかについての検討が行われていない。基金残高の適正な水準を踏まえ、今後の積立・取崩の計画や条件を検討すべきである。

#### 【4】和歌山県地域振興基金（財政課所管分）

##### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県地域振興基金（財政課所管分）	
所管部署	管理	運用
	財政課	会計課
根拠例規	和歌山県地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	平成2年3月30日	
設置目的	広域的な見地から市町村等と一体となって地域振興を図るために要する経費財源に充てるため	
基金が充当される事業の概要	市町村と一体となった地域振興を図る事業	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	交付金・一般財源	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

##### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	—
基金の取崩方針	行革プランに基づき積極的に有効活用を図る
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)			増加(*1)	減少(*2)	
平成 23 年度	5,672,776,098	21,076,738	0	5,693,852,836	0	2,753,479,000	2,940,373,836
		0			0		
平成 24 年度	2,940,373,836	12,750,872	685,716,125	2,267,408,583	0	0	2,267,408,583
		685,716,125			0		
平成 25 年度	2,267,408,583	19,966,673,249	670,000,000	21,564,081,832	0	4,349,960,000	17,214,121,832
		670,000,000			4,349,960,000		
平成 26 年度	17,214,121,832	36,893,490	12,026,476,133	5,224,539,189	1,144,000	1,144,000	5,224,539,189
		12,026,476,133			1,144,000		
平成 27 年度	5,224,539,189	9,160,865	2,026,848,000	3,206,852,054	0	0	3,206,852,054
		2,026,848,000			0		

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
利息積立	9,160,865	9,046,786

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
地域振興事業へ充当	無	2,026,848,000	3,624,500,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
三四六総合運動公園 整備促進事業	24,500,000	24,500,000	100%
大規模建築物耐震化 促進	0 明許繰越 (4,004,696,000)	2,002,348,000	0% (50%)

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。



#### 【4】和歌山県地域振興基金（港湾空港振興課所管分）

##### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県地域振興基金（港湾空港振興課所管分）	
所管部署	管理	運用
	港湾空港振興課	会計課
根拠例規	和歌山県地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	平成2年3月30日	
設置目的	広域的な見地から市町村等と一体となって地域の振興を図るために要する経費の財源に充てるため。	
基金が充当される事業の概要	南紀白浜空港整備事業に要する経費	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	南紀白浜空港ビル株式会社からの償還金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

##### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	南紀白浜空港ビル株式会社からの償還金を積み立てる
基金の取崩方針	南紀白浜空港整備事業に要する経費の財源に充てる
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	—
その他	平成29年度以降実施の整備事業に充当予定

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少			増加(*1)		
					減少		
平成 23 年度	111,748,110	37,656,519		97,210,579	0		97,210,579
		52,194,050			0		
平成 24 年度	97,210,579	37,607,371		63,372,950	0		63,372,950
		71,445,000			0		
平成 25 年度	63,372,950	37,432,337		701,287	0		701,287
		100,104,000			0		
平成 26 年度	701,287	40,361,943		41,063,230	0	22,140,000	18,923,230
		0					
平成 27 年度	18,923,230	59,422,422		78,345,652	0		78,345,652
		0			0		

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
南紀白浜空港ビル(株)償還金・運用利子	37,282,422	37,265,000
平成 26 年度取崩しに対する積戻し	22,140,000	22,140,000
合計	59,422,422	59,405,000

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

#### 【4】和歌山県地域振興基金（地域政策課所管分）

##### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県地域振興基金（地域政策課所管分）	
所管部署	管理	運用
	地域政策課	会計課
根拠例規	和歌山県地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	平成2年3月30日	
設置目的	市町村等と一体となって地域の振興を図るため	
基金が充当される事業の概要	紀の川流域水源地域整備振興事業等	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	一般財源	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

##### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	—
基金の取崩方針	紀の川流域の整備振興のための事業費に充てる
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)			増加(*1)	減少(*2)	
平成 23 年度	917,693,404	3,417,140	921,110,544	0	47,235,000	873,875,544	
		0					
平成 24 年度	873,875,544	3,305,185	877,180,729	0	12,048,000	865,132,729	
		0					
平成 25 年度	865,132,729	2,590,804	867,723,533	0	12,528,000	855,195,533	
		0					
平成 26 年度	855,195,533	1,764,183	856,959,716	0	17,097,000	839,862,716	
		0					
平成 27 年度	839,862,716	1,477,460	841,340,176	0	22,177,000	819,163,176	
		0					

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
運用利息	1,477,460	1,511,000

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
紀の川流域水源地域整備振興事業補助金	無	22,177,000	24,500,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
紀の川流域水源地域 整備振興事業補助金	22,177,000	22,177,000	100%

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) 現地調査の実施結果について

#### ① 現地調査の実施に関する現状

市町村から受領した補助事業の実施報告書の内容の正確性・実在性を確かめるために、所管課では工事事業に関しては、現地調査を行い、現地調査実施報告書を作成している。

しかし、当該報告書は検査日や検査人名などを記載しているのみの文書であり、実際に現地に赴き、調査した内容が明確となるチェックリストの作成や現地写真の保管は行っていない。

また、除草等の業務委託事業については現地調査を行っておらず、市町村が実施した検査調書をを受領している状況である。当該検査調書も上述の現地調査実施報告書と同様、検査日や検査人名などが記載されているのみの文書である。

#### ② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### ③ 意見

##### i) 現地調査の結果を保管すべき

現地調査を行ったものについては、実際に現地に赴いて調査した内容が明確となるよう、調査項目を列挙したチェックリストを用いて事業の実施状況を確認することや、現地の写真を入手して報告書に添付するなど、現地調査結果を適切に保管するべきである。

また現地調査を行っていないものに関しては、市町村の検査調書のみならず、どのような検査が行われたのかを確認するとともに、現地の写真等を受領するなど事業の実施状況を確認し、関連資料を適切に保管すべきである。

## 【5】和歌山県庁舎及び議会棟等整備基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県庁舎及び議会棟等整備基金	
所管部署	管理	運用
	総務部総務管理局管財課	会計課
根拠例規	和歌山県庁舎及び議会棟等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	平成元年4月1日	
設置目的	和歌山県庁舎及び議会棟等の整備に必要な経費に充てるため	
基金が充当される事業の概要	県庁舎、警察庁舎及び総合庁舎の建て替えや大規模改修に必要な経費が発生した場合、取崩しを行う。	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	一般財源	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	法令に基づき予算で定める額を基金に積立てる。
基金の取崩方針	法令に基づき県庁舎及び議会棟等の整備に必要な経費に充てる。
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額（不足の場合今後の方針）	具体的な目標額はないが、本基金については、新行財政改革推進プランにおいて、財源対策として、その設置目的を踏まえ、積極的な活用を図ることとしている。
担当課の考える課題	平成11年度からの元金の積立を行っていないため基金は減少している。 新たな積立が必要となった場合は、財政当局との協議が必要となる。 平成30年度以降に総合庁舎のリニューアル工事に伴う基金取崩しを予定している。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少			増加(*1)		
					減少		
平成 23 年度	2,206,343,749	8,898,686		1,927,242,435	0		1,927,242,435
		288,000,000			0		
平成 24 年度	1,927,242,435	7,404,716		1,597,647,151	0		1,597,647,151
		337,000,000			0		
平成 25 年度	1,597,647,151	4,943,322		1,602,590,473	0		1,602,590,473
		0			0		
平成 26 年度	1,602,590,473	3,298,064		1,605,888,537	0		1,605,888,537
		0			0		
平成 27 年度	1,605,888,537	2,815,813		1,608,704,350	0		1,608,704,350
		0			0		

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金運用益積立てのため	2,815,813	2,892,169

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金残高の適正性の確認について

① 基金残高の適正性の確認に関する現状

本基金は、主に県庁舎や議会棟等の建て替え、耐震化工事、リニューアル工事等の整備に必要な経費に充てることを目的に設置された基金であるが、設立当初に 300,000 千円が積み立てられた後、平成 7 年から平成 10 年にかけて主に耐震化工事を目的として 9,000,000 千円が積み立てられた。その後、平成 24 年までに耐震化工事やリニューアル工事として 8,216,416 千円が取崩され、平成 27 年 3 月末時点で基金残高は 1,608,704 千円となっている(残高には運用収益が含まれている)。

本基金残高は、平成 30 年度以降に総合庁舎のリニューアル工事に伴い取崩しを行うことを予定しているものの、具体的な実施時期や所要額の積算が行われておらず、基金残高が適正かどうかの確認が行われていない。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 利用計画を作成し、計画的に基金を活用すべき

基金残高の適正性が十分に確認できていない場合、基金として積立てる必要のない資金が積立てられ、他の事業を使用できる資金が基金に拘束されることで、県が保有する資金が有効に活用されていない可能性が生じる。

基金残高が適正であることを示すため、起債の発行や補助金等の財源を考慮した上で今後の利用計画を作成し、不足している場合には計画的に積み立て、また過剰に積み立てられている場合には、条例で定められた整備経費への活用を十分検討する等、計画的かつ有効に基金を活用すべきである。



## 【6】和歌山県自然保護基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県自然保護基金	
所管部署	管理	運用
	環境生活総務課自然環境室	会計課
根拠例規	和歌山県自然保護基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	昭和48年3月30日	
設置目的	すぐれた自然環境のうち、学術上又は景観上特に保護を図る必要のある土地の買取り等に要する経費に充てるため	
基金が充当される事業の概要	<p>県立自然公園を保全するため、県立自然公園区域内の土地を公園用地として買い上げる市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>[補助対象事業]</p> <p>市町村が行う次に定める県立自然公園区域内の土地を公園用地として買い上げる事業</p> <p>(1) 和歌山県立自然公園条例第20条第1項に定める自然公園の特別地域のうち、同条例施行規則第21条第1号に定める第1種特別地域内の土地であって別に定める補助の基本方針に合致するもの</p> <p>(2) その他の特別地域内の土地であって知事が特に保全を必要と認めるもの</p>	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	一般財源	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。
基金の取崩方針	すぐれた自然環境のうち、学術上又は景観上特に保護を図る必要のある土地の買取り等に要する経費に充てる。
基金の目標額	—
目標額(必要額)に対する不足額 (不足の場合今後の	—

方針)	
担当課の考える課題	学術上又は景観上特に保護を図る必要があるものとして、ジオサイト等県立自然公園以外の箇所が新たな候補として考えられる。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少			増加(*1)		
					減少	減少	
平成 23 年度	179,022,560	662,465	0	179,685,025	0	0	179,685,025
平成 24 年度	179,685,025	673,507	0	180,358,532	0	0	180,358,532
平成 25 年度	180,358,532	538,850	0	180,897,382	0	0	180,897,382
平成 26 年度	180,897,382	372,279	0	181,269,661	0	0	181,269,661
平成 27 年度	181,269,661	317,844	0	181,587,505	0	0	181,587,505

※近年、基金の利用実績はないが、平成 26 年 8 月に南紀熊野ジオパークとして、県内 9 市町村のエリアが認定され当該地域の整備を検討中である。今後、当該検討結果に応じて、基金が活用される可能性がある。

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
利息積立	317,844	325,000

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## 【7】和歌山県災害救助基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県災害救助基金	
所管部署	管理	運用
	福祉保健総務課	会計課
根拠例規	災害救助法、和歌山県災害救助基金管理条例	
設置年月日	昭和23年3月30日	
設置目的	災害救助法第21条第1項に規定する費用の支弁の財源に充てるため	
基金が充当される事業の概要	災害救助物資の備蓄	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	一般財源	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	災害救助法第23条に規定するところにより予算で定める
基金の取崩方針	災害救助物資の事前購入や災害救助に要した費用に充てる
基金の目標額	当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)			増加(*1)	減少(*2)	
平成 23 年度	494,632,370	27,487,680	505,802,049	0	505,802,049		
		16,318,001		0			
平成 24 年度	505,802,049	1,728,870	507,530,919	0	507,530,919		
		0		0			
平成 25 年度	507,530,919	1,324,278	508,546,602	0	508,546,602		
		308,595		0			
平成 26 年度	508,546,602	872,416	508,601,331	0	508,601,331		
		817,687		0			
平成 27 年度	508,601,331	708,855	508,919,001	0	508,919,001		
		391,185		0			

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
利息積立	708,855	708,000

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
物資 (27 年度中に賞味期限到来分) の提供	無	391,185	0

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
災害救助・災害救援	17,084,736	17,084,736	100%

※災害用物品の購入である。基金の内訳が預金から物品に変わったのみであり、基金増減には現れていない。

本基金は災害救助法第 22 条に基づいて積み立てている。本基金の運用は同法第 26 条で次の 3 つが定められており、平成 27 年度末基金残高の内訳は以下の通りである。

災害救助法第 26 条で定める基金の運用方法	平成 27 年度末残高
① 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金	387,892 千円
② 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ	0 千円
③ 同法第 4 条第 1 項に規定する給与品の事前購入	121,027 千円
合計	508,919 千円

③の「給与品」で県が保管するものは、振興局をはじめとする県内 22 箇所に備蓄されている。平成 27 年度末の救助物資の備蓄量及び備蓄目標数量は以下の通りであり、全て平成 23 年度に改定された備蓄計画通りに購入が行われている。

救助物資名	保存期間	平成 27 年度末数量	目標数量
長期保存食	10 年	92,100 食	150,000 食
アルファ化米(ご飯)	5 年	29,200 食	150,000 食
アルファ化米(粥)		36,200 食	
缶詰パン		28,008 食	
アルミ真空パックパン		17,199 食	
梅干し		180,000 粒	
保存水(2 リットルボトル)	5～7 年	80,016 本	100,000 本
簡易トイレ	15 年	240,000 個	300,000 個
毛布	—	10,000 枚	10,000 枚
ポリシート	—	985 枚	1,000 枚
紙コップ	—	100,000 個	100,000 個

## 2. 監査の結果及び意見

### (1) 救助物資の現物確認について

#### ① 救助物資の現物確認に関する現状

上記の通り、県内 22 箇所に 1 億円程度の救助物資が保管されているが、物資の数量や賞味期限を定期的に確認し、所管課へ報告する仕組みは整備されていない。購入年度別（賞味期限別）の救助物資の台帳は整備されており、平成 26 年度には保管場所ごとの数量の実在性を確認しているとのことであるが、当時の確認結果は保管されていない。

#### ② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### ③ 意見

#### i) 定期的な救助物資の現物確認を実施すべき

救助物資の保有数量や賞味期限切れのものが無いかについて定期的な現物確認を実施しなければ、災害時に計画通りの物資供給ができなくなる可能性がある。

各振興局で作成している購入年度別（賞味期限別）の救助物資の台帳をもとに、定期的（例えば毎年度末）に現物確認を実施し、数量の実在性及び賞味期限切れのものが無いかについて、確認すべきである。

## 【8】和歌山県介護保険財政安定化基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県介護保険財政安定化基金	
所管部署	管理	運用
	長寿社会課	会計課
根拠例規	和歌山県介護保険財政安定化基金条例	
設置年月日	平成 12 年 4 月 1 日	
設置目的	市町村介護保険財政の安定化を図るため	
基金が充当される事業の概要	介護保険財政の安定化を図るため、平成 12 年から 20 年度まで、国・県・市町村がそれぞれ 3 分の 1 ずつ拠出して基金を積立て、市町村が通常の実績を行ってもなお生じる保険料未納や給付費の見込誤りによる財政不足について、基金から資金の貸付・交付を行う(*1)。平成 21 年以降については、拠出金の徴収は行っていない。平成 24 年度に限り、基金事業の必要額を残して取崩し、拠出者それぞれに返還交付できるとされた。国・市町村分は返還交付し、県分は地域福祉基金に積み替えを行った。	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	国・県・市町村がそれぞれ 3 分の 1 ずつ拠出	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

\*1 貸付は、一定要件のもと、保険料収納率低下と給付費増による財政不足の場合に行われる。一方、交付は一定要件のもと保険料収納率低下による財政不足の場合に行われる。

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	平成 21 年度以降、拠出金の徴収なし。（市町村からの償還金を積立）
基金の取崩方針	介護保険法に基づき、県内市町村からの申請に基づき、貸付等を行う。
基金の目標額	県内市町村から貸付申請があった場合、対応できる金額
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少			増加(*1)		
					減少		
平成23年度	3,006,437,134	42,507,393	2,946,698,681	0	2,946,698,681		
		102,245,846		0			
平成24年度	2,946,698,681	58,187,126	1,359,592,743	0	1,359,592,743		
		1,645,293,064		0			
平成25年度	1,359,592,743	56,250,816	1,367,084,559	0	1,367,084,559		
		48,759,000		0			
平成26年度	1,367,084,559	54,994,627	1,169,287,902	0	1,169,287,902		
		252,791,284		0			
平成27年度	1,169,287,902	110,763,797	1,280,051,699	0	1,280,051,699		
		0		0			

\*1:平成27年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
市町村からの償還金	108,676,667	140,892,334
運用利息	2,087,130	1,971,873

平成21年度以降の県内市町村への貸付残高の推移は以下のとおりである。

	期首貸付金残高	貸付額	返済額	期末貸付金残高
平成21年度	94,080,000	29,300,000	31,361,000	92,019,000
平成22年度	92,019,000	36,500,000	31,360,000	97,159,000
平成23年度	97,159,000	90,690,000	31,359,000	156,490,000
平成24年度	156,490,000	26,008,000	52,163,334	130,334,666
平成25年度	130,334,666	48,759,000	52,163,334	126,930,332
平成26年度	126,930,332	251,263,000	52,163,332	326,030,000
平成27年度	326,030,000	0	108,676,667	217,353,333

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。



## 【9】和歌山県地域医療介護総合確保基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県地域医療介護総合確保基金	
所管部署	管理	運用
	医務課 (計画作成：医務課・薬務課・ 長寿社会課・障害福祉課)	会計課
根拠例規	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (以下「医療介護総合確保促進法」) 医療提供体制改革推進交付金交付要綱 和歌山県地域医療介護総合確保基金管理運営要領 和歌山県地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項 和歌山県地域医療介護総合確保基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	平成 26 年 12 月 25 日	
設置目的	地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため	
基金が充当される事業の概要	消費税 3 % 増税分を原資とした基金を活用し、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するために実施する、医療介護総合確保促進法第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる以下の事業 ①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業《医療分》 ②居宅等における医療の提供に関する事業《医療分》 ③介護施設等の整備に関する事業（介護分） ④医療従事者の確保に関する事業《医療分》 ⑤介護従事者の確保に関する事業（介護分）	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	国庫交付金（負担 3 分の 2）及び一般財源（負担 3 分の 1）	
予算計上会計	一般会計	
備考	地域の医療及び介護の総合的な確保を促進するために実施する事業計画を掲載した都道府県計画の事業額(基金要望額)に基づき、国が配分する基金を活用し、事業を実施している。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	地域医療介護総合確保促進法第4条の規定により策定する、地域の「効率的かつ質の高い医療提供体制」及び「地域包括ケアシステム」の構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するために実施する事業を掲載した都道府県計画に基づき、国から配分される医療分と介護分の基金額を積み立てる。
基金の取崩方針	前述の都道府県計画に定めた事業を実施する事業費に基金を充当する。(取崩す)
基金の目標額	平成27年度目標額＝国からの配分額 医療分：11億7,757万7,000円 介護分：20億8,367万9,000円 ※毎年度、事業実施に必要な「基金事業額」は異なるため、基金積立目標額(国からの配分額)も異なる。
目標額(必要額)に対する不足額(不足の場合今後の方針)	厚生労働省に提出した平成27年度基金計画額(＝国内示額に対応する基金積立額)を積み立て済み。
担当課の考える課題	消費税財源による交付金が原資となっており、恒久的な基金であるため、利息管理などが煩雑になる。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
平成23年度	—	—	—	—	—
平成24年度	—	—	—	—	—
平成25年度	—	—	—	—	—
平成26年度	0	953,361,339 0	953,361,339	0 299,294,011	654,067,328

平成 27 年度	654,067,328	1,806,758,034	2,460,825,362	1,456,133,196	2,940,755,275
		0		976,203,283	

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
平成 27 年度和歌山県地域医療介護総合確保基金の医療分及び介護分の積立	3,261,256,000	1,483,957,000
平成 27 年度保有の和歌山県地域医療介護総合確保基金の預金利息	1,600,034	5,469,000
平成 26 年度和歌山県地域医療介護総合確保基金充当の平成 26 年度実施補助事業の消費税仕入控除額の返還	35,196	90,000

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
平成 26 年度及び平成 27 年度積立基金の平成 27 年度実施事業への充当(基金取崩)	無	976,203,283 医療分:475,041,218 介護分:501,162,065	1,182,855,000 医療分:575,685,000 介護分:607,170,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A× 100)
【平成 26 年度計画】			
在宅医療調整支援 (在宅医療推進)	17,639,200	17,639,200	100%
在宅医療推進協議会の設置 (在宅医療推進)	1,039,000	1,039,000	100%
理学療法士の人材育成新人教育専門研修会 (在宅医療推進)	826,000	826,000	100%
訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修及び実施している薬局の周知 (薬剤師復職・在宅医療支援)	660,000	660,000	100%
終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援 (薬	537,000	537,000	100%

剤師復職・在宅医療支援)			
県障害児(者)・高齢者歯科 口腔保健センター設備整備	3,536,400	3,536,400	100%
在宅歯科医療連携室整備	1,083,360	1,083,360	100%
在宅歯科医療推進(普及啓 発事業)	135,000	135,000	100%
小児救急医療を守るための 研修	4,102,000	4,102,000	100%
女性医師支援	1,535,443	1,535,443	100%
女性薬剤師等復職サポート (薬剤師復職)	620,000	620,000	100%
薬剤師バンク・研修(薬剤 師復職)	539,000	539,000	100%
医療施設に勤務する看護職 員への高度シミュレーショ ン研修 (次世代を見据えた看護職 員確保)	796,000	796,000	100%
潜在看護職員復職研修の拡 充(次世代を見据えた看 護職員確保)	4,237,000	4,237,000	100%
看護師等養成所設備整備 (次世代を見据えた看護職 員確保)	15,719,125	15,719,125	100%
看護職員の復職支援強化・ 就業促進(次世代を見据え た看護職員確保)	3,672,000	3,672,000	100%
看護職員の確保及び資質向 上を図るための研修実施 (次世代を見据えた看護職 員確保)	154,000	154,000	100%
地域医療支援センター運営	1,649,456	1,649,456	100%
産科医等確保支援(病院勤 務医が働きやすい環境づく り)	3,780,000	3,780,000	100%
女性医師等就労支援 (病院勤務医が働きやすい 環境づくり)	2,494,000	2,494,000	100%
看護職員養成強化対策	5,913,000	5,913,000	100%
新人看護職員研修(ナース センター事業)	198,000	198,000	100%

看護師宿舎施設整備（看護職員充足対策事業）	1,091,000	1,091,000	100%
看護教育・研修	293,000	293,000	100%
あんしん子育て救急整備	3,954,000	3,954,000	100%
病院内保育所運営（病院内保育所設置促進）	3,907,000	3,907,000	100%
病院内保育所施設整備（病院内保育所設置促進）	592,000	592,000	100%
医療勤務環境改善推進	653,980	653,980	100%
【平成26年度計画】合計	81,355,964	81,355,964	
【平成27年度計画】			
地域拠点病院への歯科口腔外科設置支援	20,000,000	20,000,000	100%
がん診療施設設備整備	61,381,000	61,381,000	100%
早期退院・地域定着のための精神障害者支援体制整備	14,074,000	14,074,000	100%
重症心身障害者等在宅医療等連携体制整備	63,193,254	63,193,254	100%
県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター設備整備	1,950,000	1,950,000	100%
在宅歯科医療連携室整備	663,000	663,000	100%
在宅歯科医療推進（普及啓発事業）	65,000	65,000	100%
在宅介護者への歯科口腔保健推進	341,000	341,000	100%
歯科衛生士の復職支援	1,078,000	1,078,000	100%
看護職員届出制度の義務化に伴う登録システムの運用	3,565,000	3,565,000	100%
医師臨床研修マッチング対策	3,132,000	3,132,000	100%
地域医療支援センター運営	43,118,000	43,118,000	100%
産科医等確保支援	16,165,000	16,165,000	100%
新生児医療担当医確保支援	842,000	842,000	100%
女性医師等就労支援	12,885,000	12,885,000	100%
看護職員養成強化対策	37,510,000	37,510,000	100%
新人看護職員研修（ナースセンター事業）	978,000	978,000	100%
新人看護職員研修（看護職員充足対策事業）	14,450,000	14,450,000	100%
看護師宿舎施設整備（看護職員充足対策事業）	21,716,000	21,716,000	100%

看護師勤務環境改善施設整備（看護職員充足対策事業）	1,115,000	1,115,000	100%
看護教育・研修	1,449,000	1,449,000	100%
子ども救急相談ダイヤル（#8000）	7,059,000	7,059,000	100%
あんしん子育て救急整備運営	19,334,000	19,334,000	100%
病院内保育所設置促進（病院内保育所運営事業）	41,455,000	41,455,000	100%
病院内保育所設置促進（病院内保育所施設整備事業）	2,930,000	2,930,000	100%
医療勤務環境改善推進	3,237,000	3,237,000	100%
老人福祉施設等整備	434,372,000	434,372,000	100%
福祉人材センター運営	38,670,877	38,670,877	100%
わかやまシニアのちから活用推進	4,961,000	4,961,000	100%
介護人材確保対策	3,229,035	3,229,035	100%
認知症ケアサポート推進	3,958,914	3,958,914	100%
障害福祉従事者資質向上研修	436,000	436,000	100%
介護保険指定事業者指導等	4,065,000	4,065,000	100%
介護支援専門員資質向上研修	6,374,969	6,374,969	100%
認知症対策総合推進	3,949,270	3,949,270	100%
地域包括支援センター強化支援	1,145,000	1,145,000	100%
<b>【平成27年度計画】合計</b>	<b>894,847,319</b>	<b>894,847,319</b>	

## 2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## 【10】和歌山県国民健康保険広域化等支援基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県国民健康保険広域化等支援基金	
所管部署	管理	運用
	健康推進課	会計課
根拠例規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険法</li> <li>・ 和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例</li> <li>・ 和歌山県国民健康保険広域化等支援基金事業実施要綱</li> </ul>	
設置年月日	平成 15 年 3 月 14 日	
設置目的	市町村国保の運営の広域化及び財政の安定化を図るため	
基金が充当される事業の概要	<p>1、保険財政広域化支援事業 市町村の合併等による市町村国保の広域化に際して、保険者間で保険料（税）に格差があり、保険料（税）の引上げが必要となった場合、段階的に引き上げるなど、その急激な引上げを緩和するための資金を無利子で貸し付ける。</p> <p>2、保険財政自立支援事業 市町村国保において見込みを上回る給付費の増大などにより財政赤字が見込まれる場合、その赤字を一時的に補てんするための資金の一定割合を無利子で貸し付ける。</p> <p>3、広域化等支援方針推進事業 広域化等支援方針の策定及び広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な事業の実施</p>	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	国庫支出金 2 分の 1、県一般財源 2 分の 1	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	前述の「設置目的」のため平成 14 年度から平成 16 年度にかけて国と県で 2 分の 1 ずつ拠出し造成した基金であり、平成 17 年度以降の新規積立はない。
基金の取崩方針	前述の「基金が充当される事業の概要」の事業について、条例及び実施要綱の要件を満たす場合に交付・貸付を実施。
基金の目標額	481,240 千円
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	—
その他	平成 30 年度からの市町村国保財政運営の都道府県単位化に伴い、新たに和歌山県国民健康保険財政安定化基金が設置されたため、本基金については平成 29 年度末に廃止される予定。

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)		3 月末残高		
		増加(*1)	減少(*2)	増加(*1)	減少(*2)	
平成 23 年度	498,771,533	1,845,681	500,617,214	0	500,617,214	
		0		0		
平成 24 年度	500,617,214	1,876,445	502,455,359	0	502,455,359	
		38,300		0		
平成 25 年度	502,455,359	1,501,166	502,861,775	0	502,861,775	
		1,094,750		0		
平成 26 年度	502,861,775	1,034,869	502,798,424	0	502,798,424	
		1,098,220		0		
平成 27 年度	502,798,424	881,622	502,564,226	0	502,564,226	
		1,115,820		0		



\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
運用利息積立	881,622	906,000

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
広域化等支援方針推進事業の実施	無	1,115,820	1,367,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
広域化等支援方針推進事業	1,115,820	1,115,820	100%

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## 【11】和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金	
所管部署	管理	運用
	健康推進課	会計課
根拠例規	<p>高齢者の医療の確保に関する法律          前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令          和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例          和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金運営要綱</p>	
設置年月日	平成 20 年 4 月 1 日	
設置目的	<p>後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）の保険財政の安定を図るため、保険料の未納や給付費増等による財源不足に対する資金の貸付や交付を行う。</p>	
基金が充当される事業の概要	<p>後期高齢者医療制度を運営する広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行うために県に設置するもの。</p> <p>（高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条第 1 項）</p> <p>[交付事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政運営期間（2 年間）を通じて、①実績の保険料収納額が予定した保険料収納額よりも不足すると見込まれ、かつ②給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、財政運営期間の最終年度に①の額の 2 分の 1 に相当する額を交付。</li> </ul> <p>（高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条第 1 項第 1 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例として、保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充当することができる。</li> </ul> <p>（高齢者の医療の確保に関する法律附則第 14 条の 2）</p> <p>[貸付事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政運営期間の各年度を単位とし、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について貸付を行う。（高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条第 1 項第 2 号）</li> <li>・ 貸付の額は、毎年度財政不足分の 1.1 倍を限度とする。</li> </ul>	

	(算定省令第14条第2項) ・償還期間は、次期財政運営期間で、それまでの間無利子で貸付。 (算定省令第14条第4項～第5項)	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	国・県・広域連合の拠出金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	前述の「設置目的」のため、平成20年度から平成27年度にかけて国・県・広域連合で3分の1ずつ拠出し造成した基金であり、平成28年度の新規積立はない。
基金の取崩方針	法令に基づく交付・貸付の要件を満たす場合に交付・貸付を実施。
基金の目標額	約23億円
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少		増加(*1)	
				減少	
平成23年度	963,613,313	338,971,926	1,302,585,239	0	1,302,585,239
		0		0	
平成24年度	1,302,585,239	354,314,582	1,646,080,054	0	1,646,080,054
		※10,819,767		0	
平成25年度	1,646,080,054	354,230,875	2,000,310,929	0	2,000,310,929
		0		0	

平成 26 年度	2,000,310,929	173,064,880	2,173,375,809	0	2,173,375,809
		0		0	
平成 27 年度	2,173,375,809	172,736,029	2,346,111,838	0	2,346,111,838
		0		0	

※平成 24 年度に、積立金額の計算誤りが判明したために基金の返還をしたもの 10,820 千円が生じているが、基金の目的に沿った取崩しは行っていない。

※和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金は、予定した保険料収入の不足や給付費の見込み誤りに起因する財政不足が生じた場合に広域連合に対して資金を交付・貸付する目的で設置された基金であるが、平成 20 年度から平成 27 年度にかけて国が定めた一定の算定式に基づき積立金額を算出し、国、県、広域連合が 1/3 ずつ拠出して積立てを行ってきた。現在、基金として、保険料上昇抑制のための交付資金 13 億円、広域連合における財政不足のための貸付資金 10 億円の合計 23 億円を積み立てているが、近年において給付費が大きく増加することを見込んでいたが実績はそれほど増加していないことから、広域連合には約 28 億円の余剰金（平成 27 年度末時点）が残っており、事業目的に沿った基金の取崩しは一度も行われていない。

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
追加積立	168,788,880	168,788,900
運用利息積立	3,947,149	4,054,000

## 2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## 【12】和歌山県国民健康保険財政安定化基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県国民健康保険財政安定化基金	
所管部署	管理	運用
	健康推進課	会計課
根拠例規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律</li> <li>・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第4条の規定による改正後の国民健康保険法</li> <li>・和歌山県国民健康保険財政安定化基金条例</li> </ul>	
設置年月日	平成28年3月10日	
設置目的	国民健康保険財政の安定化を図るため	
基金が充当される事業の概要	<p>医療給付費の増や保険料（税）収入不足により財源不足となった場合、貸付・交付を行う。</p> <p>また、制度改革により保険料（税）が急激に上昇する市町村に対し、激変緩和として交付を行う。（平成35年度までの特例措置）</p>	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	国庫支出金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	前述の「設置目的」のため、平成27年度から平成29年度にかけて全額国庫支出金により造成する。
基金の取崩方針	前述の「基金が充当される事業の概要」の事業について、条例及び今後策定予定の実施要綱の要件を満たす場合に交付・貸付を実施。
基金の目標額	約20億円
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	—

その他	—
-----	---

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少			増加(*1)		
					減少		
平成 23 年度	—	—		—	—		—
平成 24 年度	—	—		—	—		—
平成 25 年度	—	—		—	—		—
平成 26 年度	—	—		—	—		—
平成 27 年度	0	180,400,000		180,400,000	0		180,400,000
		0			0		

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
新規積立	180,400,000	0

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## 【13】和歌山県産業開発基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県産業開発基金	
所管部署	管理	所管部署
	企業立地課	会計課
根拠例規	和歌山県産業開発基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	昭和 57 年 3 月 29 日	
設置目的	企業の導入及び産業の近代化のための措置に要する費用に充てるため、和歌山県産業開発基金を設置する。	
基金が充当される事業の概要	<p>○企業立地促進対策助成</p> <p>企業立地を促進するため、県内に新たに用地を取得又は賃借し対象施設を建設、取得、賃借又は増設する企業が一定の要件を満たす場合に奨励金を交付している。</p> <p>工場奨励金及び試験研究施設・オフィス施設の 2 種類の奨励金があり、奨励金の種類として、雇用奨励金（限度額 10 億円）、立地奨励金（限度額 90 億円）、本社機能移転奨励金（限度額 3 億円）、オフィス賃借補助金等があり、種類に応じて 1 年～3 年間の適用がある。</p> <p>○あやの台北部用地開発</p> <p>企業ニーズの高い内陸型大規模用地を確保するため、南海電気鉄道（株）、橋本市及び県で共同開発するあやの台北部用地開発について、平成 27 年度から環境影響評価を開始している。平成 31 年度から造成工事（1 次工事）を開始する予定であり、第 1 次事業の事業費として約 50 億円を見積もっている。この事業費のうち 32%を県が負担することになっている。</p> <p>なお、2 次工事が予定されているが、事業計画の作成までは至っていない。</p>	
基金の種類別	基金の種類	基金の種類
	特定目的	取崩型
積立財源	一般会計からの繰入及び基金運用利子等	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	企業誘致の進捗に併せて積立てる。
基金の取崩方針	企業誘致の進捗に併せて取崩す。
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額（不足の場合今後の方針）	企業誘致は県として積極的に取り組んでいる施策であり必要に応じ一般財源から積み立てている。
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)			増加(*1)	減少(*2)	
平成 23 年度	2,670,243,354	17,765,665	2,688,009,019	0	693,084,667	1,994,924,352	
		0					
平成 24 年度	1,994,924,352	1,015,211,857	3,010,136,209	0	882,673,021	2,127,463,188	
		0					
平成 25 年度	2,127,463,188	14,100,649	2,016,563,837	0	386,459,979	1,630,103,858	
		125,000,000					
平成 26 年度	1,630,103,858	100,874,066	1,730,977,924	0	732,306,320	998,671,604	
		0					
平成 27 年度	998,671,604	1,618,656,028	2,617,327,632	0	429,680,000	2,187,647,632	
		0					

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
一般会計からの繰入金	1,616,698,500	(補正後) 1,600,438,000
運用利子	1,957,528	1,692,000



\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
奨励金支払	無	429,680,000	(補正後) 490,284,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
企業立地促進対策助成	429,680,000	429,680,000	100%

2. 監査の結果及び意見

(1) 要綱で規定されている事項の確認記録について

① 要綱で規定されている事項の確認記録に関する現状

和歌山県企業立地促進対策要綱第 10 条において、「国、県又は市町村等が、新規立地企業に対してこの要綱で規定する以外の優遇措置を講じている場合には、これを総合的に勘案し、奨励金の交付の必要性の有無及び金額を決定するものとする。」と規定されているが、優遇措置を講じているかどうかの情報収集を行った結果を記録として残しておらず、優遇措置を受けていた場合、その状況をどのように評価して奨励金に反映させたかを示した記録が残されていなかった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 要綱で規定されている事項の確認記録及び判断結果を記録として残すべき

県は、当該要綱の規定により奨励金を受ける者が、国、県又は市町村から当該要綱で規定する以外の優遇措置を受けているかどうかについて情報収集した結果を記録として残すべきである。また、他の優遇措置を講じていた場合は、奨励金の交付の必要性の有無及び金額を適切に決定した結果を記録として残すべきである。

(2) 立地協定書に関する変更報告について

① 立地協定書に関する変更報告に関する現状

企業立地促進対策助成事業として奨励金を交付するにあたり、事業者と県（及び市）は進出協定又は立地協定（以下、「協定」とする。）を締結している。サンプル検証を実施した結果、立地協定書第 1 条において「平成 24 年 3 月 31 日までに事業所を設

置し、操業するものとする。」と記載されているが、立地奨励金交付申請調書では、操業開始（開設）年月日は、2013年（平成25年）2月16日と記載されており、立地協定書に記載の期日より約11ヶ月遅れて操業を開始しているものが確認された。また、立地協定書の第3条において、「立地協定書と実際の事業計画との間に齟齬が生じたとき又は生じることが見込まれるときは、速やかにその内容及び理由を県に報告しなければならない。」旨が規定されており、今回の事案について、事業者から県への口頭での工期遅れの理由の報告があったが、県はその内容を示した書面等を作成していなかった。

なお、和歌山県企業立地促進対策要綱では、「奨励金は、協定を締結した日から起算して3年以内に工場等の建設に着手しない場合は交付しない。」と規定されており、当該事案は、奨励金の交付要件には合致している。

## ② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## ③ 意見

### i) 立地協定書に関する重要な報告を受けた場合は書面等により記録を残すべき

立地協定書は、当該事業を行うに際して事業者と県が締結しているものであり、協定書と実際の事業計画との齟齬に関する報告は、奨励金の支給を判断するための重要な報告である。このため、重要な変更事項に関する報告事項については、書面等により記録を残すべきである。

なお、本包括外部監査の過程において、上記立地協定書については既に修正が行われている。

## 【14】和歌山県企業立地促進資金貸付基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県企業立地促進資金貸付基金	
所管部署	管理	所管部署
	企業立地課	会計課
根拠例規	和歌山県企業立地促進資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	昭和 58 年 3 月 12 日	
設置目的	企業立地の促進を図ることにより、本県産業の振興と雇用の安定拡大に資するため、県内に工場等を新設、増設又は移転（以下「新設等」という。）を行う者に対して設備の取得に要する資金の貸付けを行う。	
基金が充当される事業の概要	○企業立地促進資金融資事業 工場等の新設等を行い、新規に県民を雇用する誘致企業等に対して、用地取得・工場建設等に必要な資金のうち、取扱金融機関から誘致企業への融資額の 4 分の 1 を取扱金融機関に無利息で預託し、利用者が負担する金利を軽減する制度である。	
基金の種別	基金の種類	基金の種別
	特定目的	取崩型
積立財源	電源立地地域対策交付金からの繰入金及び基金運用利子等  ※電源立地地域対策交付金制度とは 発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上をはかり、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とし、当該都道府県市町村等へ交付される制度である。	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	融資実績に併せて積立てる。
基金の取崩方針	融資実績に併せて取崩す。
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額（不足の場合今後の	企業誘致は県として積極的に取り組んでいる施策であり、融資制度は企業誘致のインセンティブとして欠かせないものである。

方針)	
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少			増加(*1)		
					減少	減少	
平成 23 年度	857,641,360	15,134,733		872,776,093	0	0	872,776,093
		0			0	0	
平成 24 年度	872,776,093	15,124,864		887,900,957	0	0	887,900,957
		0			0	0	
平成 25 年度	887,900,957	15,044,063		865,445,020	0	0	865,445,020
		※37,500,000			0	0	
平成 26 年度	865,445,020	14,570,535		880,015,555	0	0	880,015,555
		0			0	0	
平成 27 年度	880,015,555	16,800,919		896,816,474	0	0	896,816,474
		0			0	0	

※平成 25 年度において、1 件、新規預託により基金を取崩している。

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
定時償還金	16,062,500	16,063,000
運用利子	738,419	1,321,000

【預託金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加	減少	年度末残高
平成 23 年度	83,894,500	0	13,329,000	70,565,500
平成 24 年度	70,565,500	0	13,329,000	57,236,500
平成 25 年度	57,236,500	37,500,000	13,329,000	81,407,500
平成 26 年度	81,407,500	0	13,329,000	68,078,500
平成 27 年度	68,078,500	0	16,062,500	52,016,000

※平成 25 年度に 1 件、新規貸付により預託金が増加している。

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
企業立地促進資金融資	16,800,919	16,800,919	100%

2. 監査の結果及び意見

(1) より活用しやすい制度設計について

① 制度設計に関する現状

和歌山県企業立地促進資金貸付規則及び和歌山県企業立地促進資金貸付規則取扱要領に記載されている貸付条件等は以下のとおりである。

貸付対象者	貸付対象経費	貸付額	貸付利率	貸付期間
次のいずれの要件に該当する中小企業者又は知事が特に必要と認める者 (1) 知事の誘致等により工場等の新設等を行うものであること。 (2) 雇用対象地域の住民のうちから原則として5人以上又は新規雇用者数の10分の2以上のいずれか多い人数を操業開始後3ヶ月以内に雇用	1 工場等の新設等を行うための土地の取得及び造成に要する経費。ただし、当該土地の取得及び造成後1年以内に工場の建設に着手するものに限る。 2 工場等の建設に要する経費 3 工場等の建設と併せて行う附属施設の設備に要する経費 4 機械設備等の設置に要する経費	貸付対象経費のうち知事が必要と認めた額。ただし、限度額は2億円(特に必要と認めた場合は25億円)以内	貸付実行日における長期プライムレートの率に4分の3を乗じて得た率の少数第2位を四捨五入して得た率	10年(据置期間2年以内を含む。)以内

上述のとおり、県は、取扱金融機関が誘致企業に行った和歌山県企業立地促進資金貸付金のうち、4分の1の額を取扱金融機関へ預託することで基金の取崩しが行われる。

しかし、貸付利率は、貸付実行日における長期プライムレートの率に4分の3を乗じて得た率の少数第2位を四捨五入して得た率となっているが、近年、銀行との直接交渉により契約した金利の方が有利な場合があるため、当該制度を利用した新規貸付はほとんど行われてない。(平成27、26年度は0件、平成25年は1件)

## ② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## ③意見

i) より活用しやすい制度に変更し、基金を有効に活用することを検討すべき

誘致企業にとって当該制度を利用するメリットがなければ、本基金の存在意義はなく、基金が有効に活用されているとは言えない。また、約8億円(預託金を除く)もの資金が基金として放置される状況は、県民が負担した税金が長期間にわたって有効活用されていない状況と言わざるを得ない。

以上を踏まえ、貸付利率の見直し等により誘致企業が利用しやすい制度に変更する等、基金が有効に活用される仕組みを検討されたい。

## 【15】和歌山県中山間ふるさと・水と土保全基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県中山間ふるさと・水と土保全基金	
所管部署	管理	運用
	農林水産政策局	会計課
根拠例規	和歌山県中山間ふるさと水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	平成5年10月25日	
設置目的	中山間地域における土地改良施設の多面的な機能の維持及び強化に係る活動等を推進し、中山間地域の農村の活性化を図る。	
基金が充当される事業の概要	農地の維持管理を地域住民とともに行う体制の整備や中山間地域の重要性に対する県民理解を促すための事業	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	ふるさと・水と土保全基金（平成5年～平成9年） 棚田地域水と土保全基金（平成10年～平成12年）	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	—
基金の取崩方針	農地の維持管理を地域住民とともに行う体制の整備や中山間地域の重要性に対する県民理解を促すための経費に充てる。
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	中山間地域での取り組みを持続し、発展させるために必要となる人材や資金確保に対するニーズに応じた支援や関係機関との連携
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)			増加(*1)	減少(*2)	
平成 23 年度	1,196,036,837	4,425,881	1,186,462,718	0	1,185,154,097		
		14,000,000		1,308,621			
平成 24 年度	1,185,154,097	4,443,091	1,171,097,188	0	1,167,822,510		
		18,500,000		3,274,678			
平成 25 年度	1,167,822,510	3,490,711	1,151,613,221	0	1,151,334,877		
		19,700,000		278,344			
平成 26 年度	1,151,334,877	2,369,493	1,137,804,370	0	1,135,631,278		
		15,900,000		2,173,092			
平成 27 年度	1,135,631,278	1,991,862	1,117,533,140	0	1,116,971,340		
		20,090,000		561,800			

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
利息積立	1,991,862	2,023,000

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
農地の維持管理を地域住民とともに行う体制の整備や中山間地域の重要性に対する県民理解を促すための経費に充当	無	20,651,800	32,128,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
中山間ふるさと・水保全対策	16,682,673	16,682,673	100%
水土里のむら機能創出支援	3,944,227	3,944,227	100%
ため池保全体制支援	24,900	24,900	100%



## 2. 監査の結果及び意見

### (1) 「水土里のむら機能創出支援事業」に係る業者選定について

#### ① 「水土里のむら機能創出支援事業」に係る業者選定に関する現状

本基金が充当される「水土里のむら機能創出支援事業」は、地域住民による共同活動により維持されてきた「むら」機能の再生を図るために、集落に存する農地や土地改良施設などの地域資源を保全・活用した地域再生計画を地域住民が主体となって策定するワークショップを支援するものであり、平成 17 年度から実施されているものである。

本事業における取り組みは、「大学等の知と人材を活用した持続可能な地方の創生に関する研究会報告書」（内閣府経済社会総合研究所、平成 28 年 3 月）にも、地域資源を活用した主体的な地域づくりの取り組みとして取り上げられている。

平成 27 年度において、「水土里のむら機能創出支援事業」は 1 者見積もりによる随意契約で委託先が選定されている。本委託先は平成 18 年度から継続して選定されており、平成 24 年度まではプロポーザル方式により競争性は保たれているが、それ以降の年度は随意契約で選定されている。

1 者見積もりによる随意契約で業者選定が行われている主な理由として、当該委託業者がこれまで県内 52 地区において地域再生計画の策定を支援していることや、過去に行ったワークショップの方法を当年度も同様の方法で引き継ぐため、当該業務提供を行うことができる唯一の団体であることを挙げている。

#### ② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### ③ 意見

i) 1 者からの見積もりによる随意契約ではなく、プロポーザル方式で複数の業者からの提案を募り、適切に選考したうえで、契約相手方を決定すべき

これまで、委託先と事業の手法について改善を続け、前述の研究会報告書に取り上げられる事業に成長させた点は特筆すべきである。しかし、ワークショップ等の新たな手法がないか、また現状の契約金額が妥当かどうか、については他者からも提案を受け付けるべきであり、上記①に記載の理由をもって、他の事業者を排して随意契約とすることは適当とはいえない。

よって、様々な団体による提案を受け、新たな発想を取り入れることができるようにするため、1 者見積もりによる随意契約ではなく、プロポーザル方式を導入し、より良い発想、手法を合理的な金額で提示する委託先を選定できるようにすることが望ましい。

## 【16】和歌山県森林整備担い手基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県森林整備担い手基金	
所管部署	管理	運用
	農林水産部森林・林業局	林業振興課
根拠例規	和歌山県森林整備担い手基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	平成5年4月1日	
設置目的	林業従事者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生 の充実等森林整備の担い手対策を積極的に推進することにより、 和歌山県における林業労働環境の充実を図るため	
基金が充当される事業の概要	<p>○森林・林業雇用総合対策事業 林業労働に対する安全衛生管理体制を促進するとともに、林業 新作業システムに対応し得る技術者の養成及び林業労働力確 保支援センターの活動を通じて林業労働力の育成、定着を図 る。</p> <p>○林業担い手社会保障制度等充実対策事業 林業事業者の体質強化に必要な林業労働者の社会保障の充実 を支援し、もって林業労働力の確保・育成を図る。</p> <p>○森林組合経営基盤強化対策事業 森林組合指導業務を通じて組合組織及び経営基盤の拡充強化 を図るための経費</p> <p>○低コスト作業システム整備 高性能林業機械の導入を促進することにより、搬出間伐の拡大 及び素材生産における生産性の向上を図り、林業の振興を推進 するための経費</p>	
基金の種類	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	交付金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	根拠例規に基づき、和歌山県森林整備担い手基金を積み立てる
基金の取崩方針	根拠例規に基づき、林業労働安全衛生の充実に関する事業、林業の技術 及び技能の向上に関する事業、林業従事者の福利厚生 の充実に関する事業、その他林業労働環境の充実に関する事業の経費に充てる。

基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額（不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	預金金利が低下しており、運用益のみでの事業実施は困難で基金の取崩を行っている。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)			増加(*1)	減少(*2)	
平成 23 年度	993,419,825	3,676,419	947,682,772	15,934,350	962,947,988		
		49,413,472		669,134			
平成 24 年度	962,947,988	3,599,793	947,175,510	0	942,459,997		
		19,372,271		4,715,513			
平成 25 年度	942,459,997	2,818,131	926,056,636	0	919,849,187		
		19,221,492		6,207,449			
平成 26 年度	919,849,187	1,895,105	903,552,930	0	876,393,447		
		18,191,362		27,159,483			
平成 27 年度	876,393,447	1,544,351	858,431,458	0	834,272,849		
		19,506,340		24,158,609			

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
利息積立	1,544,351	1,560,000

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
森林組合経営基盤強化対策事業	無	384,657	451,000
森林・林業雇用総合対策事業	無	23,721,752	38,700,000

林業担い手社会保障制度等充実対策事業	無	18,506,340	23,575,000
低コスト作業システム整備	無	1,052,200	3,200,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
森林組合経営基盤強化対策事業	1,133,257	384,657	33.9%
森林・林業雇用総合対策事業	31,587,500	23,721,752	75.1%
林業担い手社会保障制度等充実対策事業	18,506,340	18,506,340	100.0%
低コスト作業システム整備	88,574,200	1,052,200	1.2%

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## 【17】和歌山県森林整備地域活動支援基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県森林整備地域活動支援基金	
所管部署	管理	運用
	森林・林業局 林業振興課	各振興局
根拠例規	和歌山県森林整備地域活動支援基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	平成 14 年 9 月 30 日	
設置目的	計画的かつ一体的な森林施業の実施に必要な地域における活動を支援することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため	
基金が充当される事業の概要	<p>和歌山県森林整備地域活動支援基金は、森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林政企第 118 号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付された森林整備地域活動支援交付金を積み立てたものである。</p> <p><b>【事業概要】</b> 和歌山県森林整備地域活動支援交付金交付要綱に基づき実施される、森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による「森林経営計画作成促進」、「施業集約化の促進」、「森林境界の確認」、「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」を支援する。かかった経費に対し、国（基金取崩より）2分の1、県及び市町村4分の1ずつを支援する。</p>	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	森林整備地域活動支援交付金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	法令に基づき森林整備地域活動支援交付金を基金に積み立てる。
基金の取崩方針	法令に基づき森林整備地域活動支援交付金の支払いに充てられる。
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後	—

の方針)	
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
平成 23 年度	205,389,966	289,463,625	307,634,626	23,688,961	331,323,587
		187,218,965		0	
平成 24 年度	331,323,587	1,227,008	332,550,595	0	290,354,050
		0		42,196,545	
平成 25 年度	290,354,050	888,777	291,242,827	0	285,340,283
		0		5,902,544	
平成 26 年度	285,340,283	589,210	285,929,493	0	275,251,663
		0		10,677,830	
平成 27 年度	275,251,663	485,645	275,737,308	0	263,582,666
		0		12,154,642	

※基金残高に対し、基金の利用実績は年間 1,000 万円程度と小額となっているが、平成 29 年度、平成 30 年度で事業計画の更新時期が到来するため森林経営計画作成促進事業について増加を見込んでいること、平成 31 年度以降は施業集約化の促進事業について増加を見込んでいること等により、平成 33 年度までの今後 6 年間で基金を利用する計画を立てている。

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
利息積立	485,645	489,000

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
森林整備地域活動支援交付金の支払に充当	無	12,154,642	33,400,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
森林整備地域活動支援交付金事業	17,350,462	12,154,642	70%

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## 【18】 青少年文庫基金

### 1. 基金の概要

基金名	青少年文庫基金	
所管部署	管理	運用
	教育庁生涯学習局生涯学習課	会計課
根拠例規	青少年文庫基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	昭和 50 年 4 月 1 日	
設置目的	青少年の育成に資することを目的とする	
基金が充当される事業の概要	青少年の育成に資する資料の収集	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	一括運用基金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	一括運用基金の利息を基金に積み立てる。
基金の取崩方針	青少年文庫の図書購入に利息分を充当
基金の目標額	4 千万円
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	寄付者の遺族の意向により利息のみの運用となっている。
その他	—

### 【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
				減少(*2)	
平成 23 年度	40,501,774	149,875	40,489,649	0	40,489,649
		162,000		0	



平成 24 年度	40,489,649	151,766	40,479,415	0	40,479,415
		162,000		0	
平成 25 年度	40,479,415	120,939	40,467,354	0	40,467,354
		133,000		0	
平成 26 年度	40,467,354	83,280	40,477,634	0	40,477,634
		73,000		0	
平成 27 年度	40,477,634	70,975	40,475,609	0	40,475,609
		73,000		0	

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
一括運用基金の利子積立	70,975	73,000

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
青少年文庫資料の資料購入費に利息分を充当	無	73,000	73,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
蔵書充実	62,414,975	73,000	0.12%

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金の目的と現状の利用状況について

① 基金の設置目的と利用状況に関する現状

本基金は青少年の育成に資する文庫の購入を目的として設けられた基金であり、県内の篤志家からの寄附金（総額 70 百万円）によって昭和 50 年に設置された。当初は基金を取崩して図書の購入を行っていたが、基金残高を 40 百万円で維持してほしいとする寄付者及びその遺族の意向に従い、現在は約 40 百万円の基金残高から生ずる運用利息数万円のみを財源として青少年向け図書を購入している。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### ③意見

#### i) 基金を有効に活用するため、基金を取崩して使用することを検討すべき

本基金は寄付者及びその遺族の意向に従い、現在は運用収入のみを財源とした事業を実施せざるを得ない状況である。しかし、効果的かつ効率的に基金を活用するため、寄付者の遺族の同意を得た上で、運用収入に加え基金自体の取崩しを行うことを検討すべきである。

なお、本包括外部監査によるヒアリングの後、県は遺族と交渉し、取崩しに関する同意が得られたことから、平成 29 年度から本基金の取崩しを行うとのことである。

## 【19】和歌山県農業構造改革支援基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県農業構造改革支援基金	
所管部署	管理	運用
	経営支援課	経営支援課 農林水産総務課
根拠例規	和歌山県農業構造改革支援基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	平成 26 年 3 月 7 日	
設置目的	農用地の利用の効率化及び高度化並びに農業の生産性の向上を図るため	
基金が充当される事業の概要	<p>○国の制度が平成 26 年に制定され、農地中間管理機構（和歌山県農業公社）を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進するために要する財源として基金を造成している。</p> <p>○事業実施前年度（平成 25 年度）の補正予算、実施年度（平成 26 年度）の当初及び補正予算で積立を行っている。</p> <p>○農地中間管理機構事業、機構集積協力金交付事業、農地台帳システム整備事業に充当することを「農地集積・集約化対策事業実施要綱」で規定している。</p> <p>○平成 36 年度を終了予定としているため今後も基金が必要である。 (農地台帳システム整備事業は平成 26 年度で完了し、平成 28 年度に残余額を国へ返還している。)</p>	
基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	国から県に交付された補助金	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	事業実施前年度（平成 25 年度）の補正予算、実施年度（平成 26 年度）の当初及び補正予算で積立を完了している。今後の積立予定はなし。
基金の取崩方針	農地集積・集約化対策事業実施要綱に基づき農地中間管理事業及び機構集積協力金交付事業の支払に当てる。
基金の目標額	6.9 億円
目標額（必要額）に	—

対する不足額 (不足の場合今後の方針)	
担当課の考える課題	過去2年間の実績から平成36年度までに要する財源が確保されているものとする。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)			増加(*1)	減少(*2)	
平成23年度	—	—	—	—	—	—	—
平成24年度	—	—	—	—	—	—	—
平成25年度	0	355,668,000	0	355,668,000	0	0	355,668,000
平成26年度	355,668,000	337,452,463	11,665,158	681,455,305	0	56,617,188	624,838,117
平成27年度	624,838,117	1,111,569	0	625,949,686	0	12,080,889	613,868,797

\*1:平成27年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金利息	1,111,569	1,137,000

\*2:平成27年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
農地中間管理機構事業に係る支払に充当	無	2,294,889	7,332,000
機構集積協力金交付事業に係る支払に充当	無	9,786,000	5,100,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
農地中間管理機構事業	21,432,125	2,294,889	10.7%
機構集積協力金交付事業	9,786,000	9,786,000	100.0%

※農地中間管理機構事業について、平成27年度は、国から同様の補助金制度を優先して利用するよう指導があったため、基金充当割合は小さくなっている。なお、平成28年度以降は基金から充当することとしている。

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金の活用について

① 基金の活用に関する現状

農業構造改革支援基金は、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構(和歌山県農業公社)による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造と生産コストの削減を実現することを目的として設置された基金であり、農地中間管理機構事業、機構集積協力金交付事業、農地台帳システム整備事業の3事業に要する経費を補助している。平成25年度、26年度に国から交付された補助金を基金に積立て、平成27年度末現在、基金残高は約6億円となっている。

平成27年度においては3事業のうち農地中間管理機構事業と機構集積協力金交付事業の2事業のみを実施しているが、本基金からの取崩額は1,200万円程度(上記※で記載のとおり、国からの補助金分を基金から充当していたとしても3,100万円程度)であり、取崩実績と比べて多額の基金残高を保有している。このため、利用見込みの少ない多額の資金が基金に拘束され、資金が有効に活用されていない可能性がある。

基金の取崩実績が低くなっている背景としては、和歌山県には果樹産地が多く、本基金で利用可能な事業には馴染まないところが多い点があるとのことであった。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)において、施行後5年を目途として事業の在り方全般について検討することとされていることから、果樹産地の特性を考慮した制度設計となるよう国に対して働きかけを行っているところであるとのことであった。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### ③ 意見

i) 基金のさらなる有効活用を行うとともに、県がより利用しやすい制度設計となるよう国への働きかけを行うべき

利用見込みの少ない多額の資金が基金に拘束されている場合、資金が有効に活用されているとは言い難い。本基金事業は、農地中間管理機構（和歌山県農業公社）への経費補助や、機構への農地集積に協力してくれた方への協力金の交付等、国の制度に基づいて基金事業を実施するものであるが、補助先である農地中間管理機構（和歌山県農業公社）と協議しながら、基金の目的達成が見込める事業を積極的に検討し、基金のさらなる有効活用を行うべきである。

また、国の制度設計の見直しに向けて、果樹産地の特性を考慮した制度設計となるよう、引き続き、同様の状況下にある他県と連携し、国に働きかけを実施していくことが望まれる。

## 【20】和歌山県中核産業人材確保強化基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県中核産業人材確保強化基金	
所管部署	管理	運用
	商工観光労働部 商工労働政策局労働政策課	商工観光労働部 商工労働政策局労働政策課
根拠例規	和歌山県中核産業人材確保強化基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	平成 28 年 3 月 24 日	
設置目的	地元産業界の協力を得て、学生等の県内企業への就職を支援し、中核となる県内産業を担う人材の確保を図るため	
基金が充当される事業の概要	<p>次の①②③の要件を満たす大学生、大学院生から地元産業界が求める優秀な者を認定し、④の要件を満たした者に対して奨学金返還金（上限 100 万円）を助成する。</p> <p>① 奨学金を借り入れている者又は借り入れる予定の者</p> <p>② 大学等の理工系、情報系、農学系又は薬学系の学部又は研究科に在籍する者であって、申請年度の翌年度に卒業する見込みである者</p> <p>③ 対象企業が実施するインターンシップ又は企業説明会に参加することを予定している者</p> <p>④ 大学等を卒業後、対象企業に 3 年間継続して勤務した者</p> <p>[対象企業]</p> <p>次のいずれかを満たす、製造業又は情報通信業を行う企業</p> <p>ア 和歌山県内に主たる事業所を有する企業</p> <p>イ この制度の対象となる者を県内の事業所等で勤務させることを条件に採用する企業</p> <p>[対象企業の役割]</p> <p>・本制度の対象者を採用し、3 年間継続して雇用したときに、奨学金返還助成金の 2 分の 1 に相当する額（一人あたり最大 50 万円）を県に支払う。</p>	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	一般財源	
予算計上会計	一般財源	

備考	—
----	---

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	平成 28 年度以降の各年度で 50,000 千円を上限に必要額を造成する。 (1,000 千円×50 人)
基金の取崩方針	各年度「1,000 千円×助成人数」を取崩
基金の目標額	各年度 50,000 千円 (1,000 千円×50 人)
目標額（必要額）に 対する不足額 （不足の場合今後 の方針）	—
担当課の考える課 題	—
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加		3 月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少			増加	減少	
平成 23 年度	—	—	—	—	—	—	—
平成 24 年度	—	—	—	—	—	—	—
平成 25 年度	—	—	—	—	—	—	—
平成 26 年度	—	—	—	—	—	—	—
平成 27 年度	0	0	0	0	0	0	0

※平成 28 年度以降に基金の積立てを行う予定である。



## 2. 監査の結果及び意見

### (1) 交付対象者の認定プロセスについて

#### ① 交付対象者の認定プロセスに関する現状

和歌山県中核産業人材確保強化基金は、優秀な学生が和歌山県内の企業で就職することを促進するために、平成 27 年度に設置された基金である。交付対象者数は毎年 50 名を予定しており、選抜方法は面接・書類審査・作文によることとされている。しかし、面接に関しては、複数人で実施されるものの、その採点基準は明確に設定されておらず、また、作文に関しても、採点項目として、「特に優れている」、「優れている」、「ふつう」、「やや劣る」、「劣る」の 5 段階を設定しているが、5 段階評価がどのように選抜方法に影響があるのか、交付対象者を選抜する過程が不明瞭であった。

#### ② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### ③ 意見

##### i) 交付対象者の認定プロセスについて明確に基準を設定すべき

現状の交付対象者の認定プロセスにおいては、客観性のある採点基準が設定されておらず、採点官の主観により人材が選抜され、公平性に欠けていると判断される可能性がある。

このため、採点官の主観性を排除するとともに公平で制度の目的に沿った人材を交付対象者として認定できるよう、選抜方法の面接、書類審査、作文に関して、それぞれ採点基準及び配点等を明確に設定すべきである。

## 【21】和歌山県土地開発基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県土地開発基金	
所管部署	管理	運用
	財政課	会計課
根拠例規	和歌山県土地開発基金条例	
設置年月日	昭和44年10月20日	
設置目的	公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図る。	
基金が充当される事業の概要	用地先行取得（県庁内の各部署が土地を先行取得する場合に貸付を行っている。）	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	定額運用	—
積立財源	交付金、一般財源	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	公用・公共用地等の先行取得のための財源とするため積立てる。
基金の取崩方針	—
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	条例上処分規定がないため現時点では処分することができない。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加		3月末残高		出納整理期間		年度末残高
		減少				増加		
						減少		
平成 23 年度	17,849,732,819	0		17,849,732,819		0		17,849,732,819
		0				0		
平成 24 年度	17,849,732,819	0		17,849,732,819		0		17,849,732,819
		0				0		
平成 25 年度	17,849,732,819	0		17,849,732,819		0		17,849,732,819
		0				0		
平成 26 年度	17,849,732,819	0		17,849,732,819		0		17,849,732,819
		0				0		
平成 27 年度	17,849,732,819	0		17,849,732,819		0		17,849,732,819
		0				0		

【基金残高のうち県庁内各部署への貸付金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加※	減少	年度末残高
平成 23 年度	2,028,772,987	0	491,594,282	1,537,178,705
平成 24 年度	1,537,178,705	0	44,446,828	1,492,731,877
平成 25 年度	1,492,731,877	0	15,328,484	1,477,403,393
平成 26 年度	1,477,403,393	0	118,181,100	1,359,222,293
平成 27 年度	1,359,222,293	0	185,650,402	1,173,571,891

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金のあり方について

① 基金のあり方に関する現状

本基金は、用地を先行取得する場合に県庁内の各部署へ貸付を行うことを目的に設置された定額運用型の基金であるが、平成 11 年度以降、目的に沿った貸付は行われておらず、166 億円（基金残高のうち貸付金分を除いた金額）もの多額の資金が定額運用型基金として拘束されたままとなっている。

なお、県は、『和歌山県土地開発公社にかかる「調停に代わる決定」について※』により和歌山県土地開発公社の借入金残高の一部（265 億円）を債務保証しており、新

行財政改革プランにおいては、本基金を債務保証の備えとして位置付けている。現在、土地開発公社は安定的な運営がなされており、ただちに返済が生じることはないと考えているとのことであったが、和歌山県土地開発基金条例には処分規定がないため、条例改正を行わなければ、基金を取崩すことができない状況である。

※和歌山県土地開発公社にかかる「調停に代わる決定」について（平成 15 年 11 月 25 日付け）

土地開発公社が銀行から借り入れた 438 億 1530 万円のうち、265 億円については平成 45 年 3 月 31 日まで県が債務保証をすることになっている。

## ② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## ③ 意見

### i) 条例改正を含め新行財政改革プランとの整合性を検討すべき

本基金の目的は「土地の先行取得」と条例で定められているが、新行財政改革プランでは「県の保証債務を弁済する事態への臨時特例の備えとする余地があることから、引き続き残しておく必要がある」と県は主張している。

本基金を新行財政改革プランに沿った基金と位置付けるのであれば、本基金の条例改正を行う必要がある。

## 【22】和歌山県地域環境保全基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県地域環境保全基金	
所管部署	管理	運用
	環境生活総務課	会計課
根拠例規	和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	平成2年3月30日	
設置目的	地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を展開し、及び地域の環境保全に関する施設を整備することにより、和歌山県における環境の保全を図る	
基金が充当される事業の概要	<p>○地域環境保全活動基盤整備事業</p> <p>○地域環境保全に関する知識の普及事業</p> <p>○地域環境保全実践活動支援事業</p> <p>○地域環境保全に関する施設の整備事業</p> <p>(環境生活総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境調整事業 わかやま環境賞の実施にかかる経費 等</li> <li>・わかやま環境保全活動・学習推進事業 環境学習アドバイザーの派遣、グリーンカーテン事業にかかる経費 等</li> <li>・和歌山県地球温暖化対策推進事業 地球温暖化防止活動推進員の活動支援 等</li> <li>・わかやまこどもエコチャレンジ事業 親子で一緒に取り組む家庭でのエコ活動の推進のための経費</li> </ul> <p>(循環型社会推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理計画推進事業 和歌山県廃棄物処理計画の推進にかかる経費</li> <li>・紀南版フェニックス事業 紀南地域における公共関与による廃棄物最終処分場の建設に要する経費</li> </ul>	

基金の種別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	国庫支出金および一般財源（設置時） 企業等からの寄附金、運用益	
予算計上会計	一般会計	
備考	—	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	運用益および寄附金を一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入
基金の取崩方針	元本（寄附金）および運用益を基金の設置目的に沿った事業に充当
基金の目標額	—
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	—
その他	—

【基金残高の推移】

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少(*2)			増加(*1)	減少(*2)	
平成 23 年度	1,502,842,952	6,014,021	1,501,819,973	0	3,197,003	1,498,622,970	
		7,037,000					
平成 24 年度	1,498,622,970	6,281,435	1,496,129,178	0	2,882,975	1,493,246,203	
		8,775,227					
平成 25 年度	1,493,246,203	5,074,236	1,477,955,439	0	0	1,477,955,439	
		20,365,000					
平成 26 年度	1,477,955,439	3,985,371	1,479,198,810	0	1,703,800	1,477,495,010	
		2,742,000					
平成 27 年度	1,477,495,010	3,007,188	1,478,069,198	0	136,084,000	1,341,985,198	
		2,433,000					

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
運用益積立	2,591,522	2,654,000
寄附金積立	415,666	0

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
わかやま環境賞	無	61,000	216,000
わかやま環境保全活動・学習推進	無	717,000	746,000
温暖化防止活動推進	無	36,000	45,000
わかやま こどもエコチャレンジ	無	962,000	1,275,000
廃棄物処理計画推進	無	800,000	800,000
紀南版フェニックス	無	135,941,000	144,346,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
わかやま環境賞	150,000	61,000	40.6%
わかやま環境保全活動・学習推進	1,179,000	717,000	60.8%
温暖化防止活動推進	1,435,000	36,000	2.5%
わかやま こどもエコチャレンジ	962,000	962,000	100%
廃棄物処理計画推進	1,242,080	800,000	64.4%
紀南版フェニックス	136,114,000	135,941,000	99.8%

2. 監査の結果及び意見

(1) 地域環境保全基金の残高について

① 地域環境保全基金の残高に関する現状

地球環境保全基金に関しては、国と県がそれぞれ2分の1ずつを拠出した4億円及び和歌山環境保全公社からの寄付金(11億円)など各団体からの寄付金で積み立てられた基金である。

所管課では、当初拠出された4億円については取り崩さずに運用収益で事業を遂行することとしているが、和歌山環境保全公社からの寄付金に関しては返還義務がない

ことから寄付金元本を事業に充当している。1億8千万円はすでに紀南版フェニックス事業に充当しており、当寄付金元本の残高は9億2千万円となっている。

将来的には、そのうち1億円に関しては来期以降継続する紀南版フェニックス事業に充当することを計画している。一方、残額の8億2千万円については、具体的な利用計画を策定していない状況である。

## ② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## ③意見

i) 和歌山環境保全公社からの寄付金残高8億2千万円に関して、将来的な利用計画の検討を進め、基金が有効に活用できるように検討を行うべき

上述のとおり、和歌山環境保全公社からの寄付金残高8億2千万円については、現時点において具体的な利用計画を策定していない状況である。

県は、基金の設置目的に照らし、将来的な利用計画の検討を進め、基金を有効に活用すべきである。



## 【23】和歌山県営競輪施設整備等基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県営競輪施設整備等基金	
所管部署	管理	運用
	商工観光労働総務課 (和歌山県公営競技事務所)	会計課
根拠例規	和歌山県営競輪施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	平成7年4月1日	
設置目的	和歌山県営競輪場の施設の整備及び競輪事業の健全運営に要する経費の財源に充てるため	
基金が充当される事業の概要	<p>和歌山県営競輪施設整備等基金は、県営競輪開催事業における各単年度の収益金を、県一般会計への繰出金及び基金の積立として、歳出執行するうちの基金分を積み立てたものである。</p> <p>基金の取崩しについては、施設の整備、改修、修繕等を実施するために設けられている競輪場環境整備等事業において、現在耐震化対策として工事中の新投票所新築工事のような大規模な施設の整備等の際に、基金の取崩しを行うこととしている。</p>	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	県営競輪事業特別会計における収益金	
予算計上会計	特別会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	特別会計における各単年度の収益金を、県一般会計への繰出金及び基金の積立として歳出執行することとしているが、繰出金及び基金の具体的な歳出額については、その収益金の決算見込み額、基金残高、今後の施設整備計画に係る必要額等を基にして、財政当局との協議、2月補正予算での予算措置を経て、年度末にその補正予算額を基金に積み立てることを基金の積立方針としている。
基金の取崩方針	和歌山県営競輪場の大規模な施設の整備及び競輪事業の健全運営において、必要なときに、財政当局との協議、予算措置を経て、取崩しをし、それらの経費の財源に充てる方針としている。
基金の目標額	—
目標額（必要額）に	—

対する不足額 (不足の場合今後の方針)	
担当課の考える課題	収益を計上するには、車券の売上等の歳入が歳出を上回る必要があるが、その支えとなる競輪ファンについて、古くからの競輪ファンの高齢化によるファン数減少が進んでいる。そのため、業界全般にわたり、ファン離れの防止や新規ファンの開拓が必要であるのが現状である。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	3月末残高	出納整理期間	年度末残高
		減少(*2)		増加(*1)	
平成 23 年度	1,310,008,449	4,847,627	1,012,856,076	0	1,012,856,076
		※302,000,000		0	
平成 24 年度	1,012,856,076	3,796,451	1,016,652,527	0	1,016,652,527
		0		0	
平成 25 年度	1,016,652,527	153,037,413	1,169,689,940	0	1,169,689,940
		0		0	
平成 26 年度	1,169,689,940	202,407,173	1,372,097,113	0	1,372,097,113
		0		0	
平成 27 年度	1,372,097,113	2,405,876	1,365,505,989	0	1,365,505,989
		8,997,000		0	

※耐震化対策の必要があった選手管理棟と観客スタンドの一部について、それぞれ建替工事及び改修工事を施工したことにより、平成 23 年度に 302,000 千円を取崩している。

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金利息	2,405,876	2,110,000

\*2:平成 27 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
新投票所新築工事の経費に充当	無	8,997,000	10,100,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
競輪場環境整備等事業	24,663,008	8,997,000	36.5%

2. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## 【24】和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金

### 1. 基金の概要

基金名	和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金	
所管部署	管理	運用
	港湾空港振興課	会計課
根拠例規	和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金の設置、管理および処分に関する条例	
設置年月日	昭和39年10月10日	
設置目的	県営和歌山下津港港湾施設のうち上屋の減価償却のため	
基金が充当される事業の概要	<p>県営和歌山下津港港湾施設のうち、上屋の減価償却のために充当。</p> <p>老朽等により施設の更新が必要になった場合に取崩を認められている。</p>	
基金の種類	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	定額法により当該財産の耐用年数に応じて計算した額以内の額で予算の定める一般財源	
予算計上会計	特別会計	
備考	—	

### 【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	定額法により当該財産の耐用年数に応じて計算した額以内の額で予算の定める額
基金の取崩方針	老朽等により施設の更新が必要となったとき その他知事が、財政上必要があると認めるとき
基金の目標額	686,844,919円
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	517,897,894円 県営港湾施設管理特別会計収支が黒字転換した後、再度積立てを行う方針である。
担当課の考える課題	積立が遅れることで施設の更新が遅れる。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少			増加(*1)		
					減少		
平成 23 年度	166,560,629	616,350		167,176,979	0		167,176,979
		0			0		
平成 24 年度	167,176,979	626,623		167,803,602	0		167,803,602
		0			0		
平成 25 年度	167,803,602	501,340		168,304,942	0		168,304,942
		0			0		
平成 26 年度	168,304,942	346,365		168,651,307	0		168,651,307
		0			0		
平成 27 年度	168,651,307	295,718		168,947,025	0		168,947,025
		0			0		

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
運用利息	295,718	303,738

2. 監査の結果及び意見

(1) 更新投資計画の作成について

① 更新投資計画に関する現状

和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金は、県営和歌山下津港港湾施設のうち、老朽等により上屋施設の更新が必要となった時に取崩しが行われる予定である。しかし、8棟ある上屋施設のうち2施設については耐用年数が到来しているものの、具体的な更新計画は作成されておらず、更新の時期も未定である。そのため、基金についても、将来の更新投資の際に基金を取崩すという漠然とした方針があるのみである。

② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 更新投資計画を策定し、基金を計画的に積立て・取崩しを行うべき

現状において、上屋施設の具体的な更新時期、事業費、財源が未定となっている。具体的な計画がないままに基金を積立て、取崩しを行うのではなく、財源を勘案して統廃合も視野にいたした施設の更新投資計画を作成し、具体的な更新時期、事業費、財源等を明確にして、基金の積立て・取崩しを行うべきである。

【25】和歌山下津港環境整備等基金

1. 基金の概要

基金名	和歌山下津港環境整備等基金	
所管部署	管理	運用
	港湾空港振興課	会計課
根拠例規	和歌山下津港環境整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例	
設置年月日	昭和 53 年 3 月 29 日	
設置目的	和歌山下津港に係る入港料を和歌山下津港の環境整備等の費用に充てるため	
基金が充当される事業の概要	和歌山下津港の環境整備事業	
基金の種類別	基金の種類	使用形態
	特定目的	取崩型
積立財源	一般財源のうち毎年度予算で定める額	
予算計上会計	特別会計	
備考	—	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の積立方針	条例に基づき、和歌山下津港の入港料で、予算で定める額を積み立てる。
基金の取崩方針	条例に基づき、和歌山下津港の環境整備等に充てる。
基金の目標額	現状維持
目標額（必要額）に対する不足額 （不足の場合今後の方針）	—
担当課の考える課題	県営港湾施設管理特別会計の収支が黒字転換するまで積立が行われな い。
その他	—

【基金残高の推移】

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)		3月末残高	出納整理期間		年度末残高
		減少			増加(*1)		
					減少		
平成 23 年度	18,874,246	69,843		18,944,089	0		18,944,089
		0			0		
平成 24 年度	18,944,089	71,007		19,015,096	0		19,015,096
		0			0		
平成 25 年度	19,015,096	56,811		19,071,907	0		19,071,907
		0			0		
平成 26 年度	19,071,907	39,249		19,111,156	0		19,111,156
		0			0		
平成 27 年度	19,111,156	33,510		19,144,666	0		19,144,666
		0			0		

\*1:平成 27 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
運用利息	33,510	34,419

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金の利用計画について

① 基金の利用に関する現状

和歌山県下津港環境整備等基金は、県営和歌山下津港港湾施設のうち、下津港の入港料の一部を財源として、下津港の環境整備等費用に充てるために設置された基金である。現状、県営港湾施設管理特別会計は、平成 15 年度をピークに過去に発行した起債の償還が多額となっているため、一般会計からの繰入金により補填を行っている。このため、平成 18 年度に基金の一部を取崩して以降、基金の積立て（利息分を除く）及び取崩しは行われておらず、10 年近く基金が利用されていない状況にある。

なお、起債の償還が進んだ平成 31 年度以降、特別会計収支が黒字化する予定であるが、基金の利用に関しては、平成 31 年度以降積立てを再開するとした方針があるのみである。



② 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

③ 意見

i) 基金の利用計画を作成すべき

現状、本基金は休眠状態となっており、今後の利用計画が策定されていない状況では、基金が有効に活用されているとは言えない。今後、どのように積立て、取崩していくか、基金の利用計画を策定し、基金を有効活用すべきである。

また、本基金は、今後数年は休眠状態が見込まれるため、県民へ状況を説明するために、基金の状況及び今度の利用計画を県営港湾施設管理特別会計の中期経営計画等で開示することが望ましい。

以上